

# 近畿ブロック発注者協議会（第14回）幹事会

日時：平成29年 3月10日（金）

14：00～16：00

場所：大阪合同庁舎第1号館  
第1別館2階大会議室

## 議 事 次 第

### I. 開 会

### II. 挨拶

### III. 議 事

1. 担い手三法改正の背景
2. 近畿ブロック発注者協議会の運営について
3. 平成28年度近畿ブロック発注協の取組みについて
4. 基準・要領・システム等の標準化・共有化
5. 協議会（28年8月22日）首長意見について
6. 全国統一指標
7. 発注情報の一括公表の取組について
8. 公共建築工事に関する情報提供

### IV. 閉 会

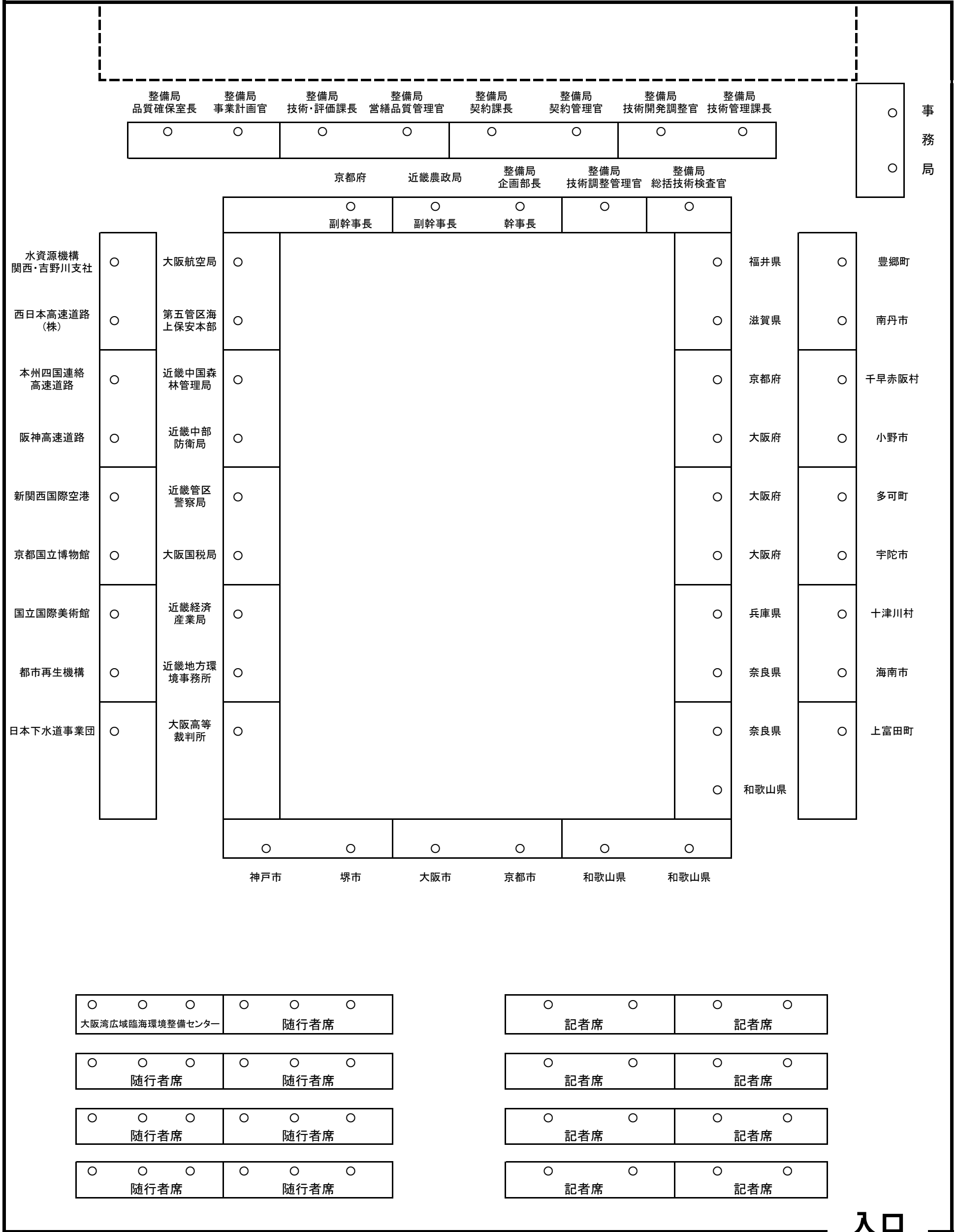
## ~~~~~ 【 配 布 資 料 】 ~~~~~

- 議事次第
- 幹事会出席者名簿、配席表
- 資料-1 担い手三法改正の背景
- 資料-2 近畿ブロック発注者協議会の運営について
- 資料-3 平成28年度近畿ブロック発注協の取組みについて
- 資料-4 基準・要領・システム等の標準化・共有化
- 資料-5 協議会（28年8月22日）首長意見について
- 資料-6 全国統一指標
- 資料-7 発注情報の一括公表の取組について
- 資料-8 公共建築工事に関する情報提供
- 参考資料 【協議会幹事のみ配布】
- その他 河川技術者資格試験パンフレット



# 配席表

平成28年度近畿ブロック発注者協議会(第14回幹事会)



平成29年3月10日

# 担い手三法改正の背景

---



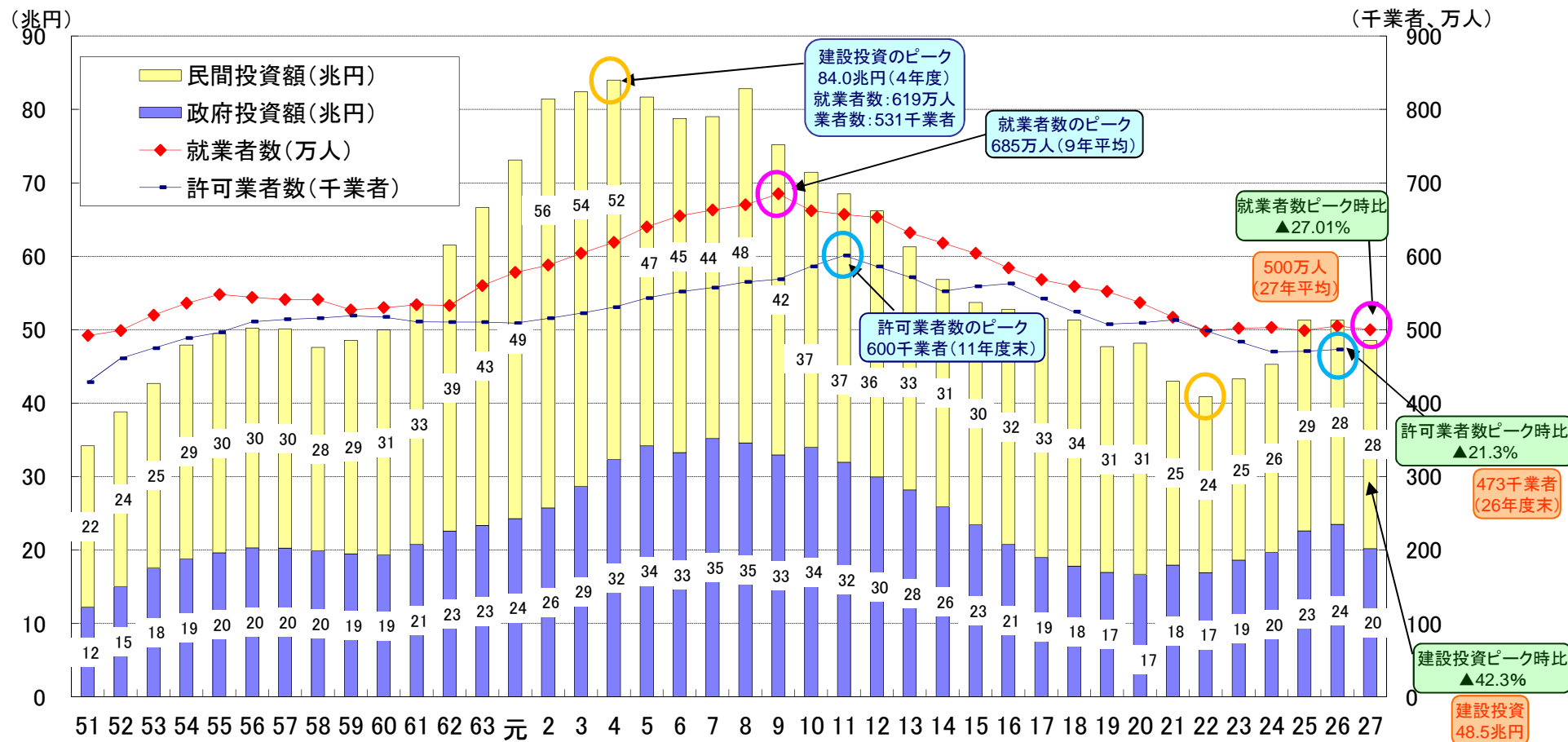
インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法<sup>※1</sup>」を中心に、密接に関連する「入契法<sup>※2</sup>」、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布)





# 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、27年度は約48兆円となる見通し（ピーク時から約42%減）。
- 建設業者数（26年度末）は約47万業者で、ピーク時（11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（27年平均）は500万人で、ピーク時（9年平均）から約27%減。



出所：国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成24年度まで実績、25年度・26年度は見込み、27年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

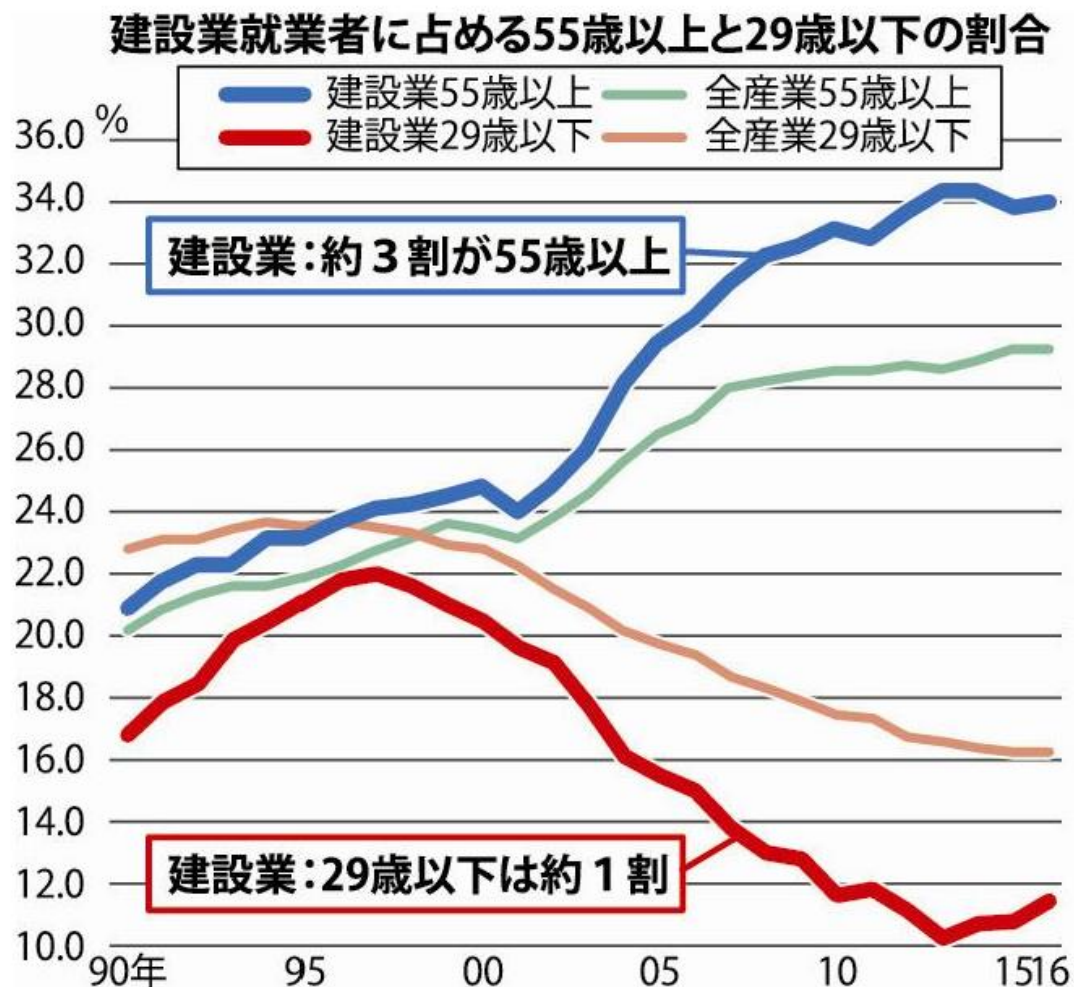
(年度)

# 建設業就業者の高齢化の進行

○ 建設業就業者は、**55歳以上が約34%、29歳以下が約11%**と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

※29歳以下は11.4%（前年より0.6%上昇）

公共工事設計労務単価の引き上げや社会保険未加入対策など、若い世代が入職条件にする賃金や雇用の安定に関する取り組みが奏功したとみられる。

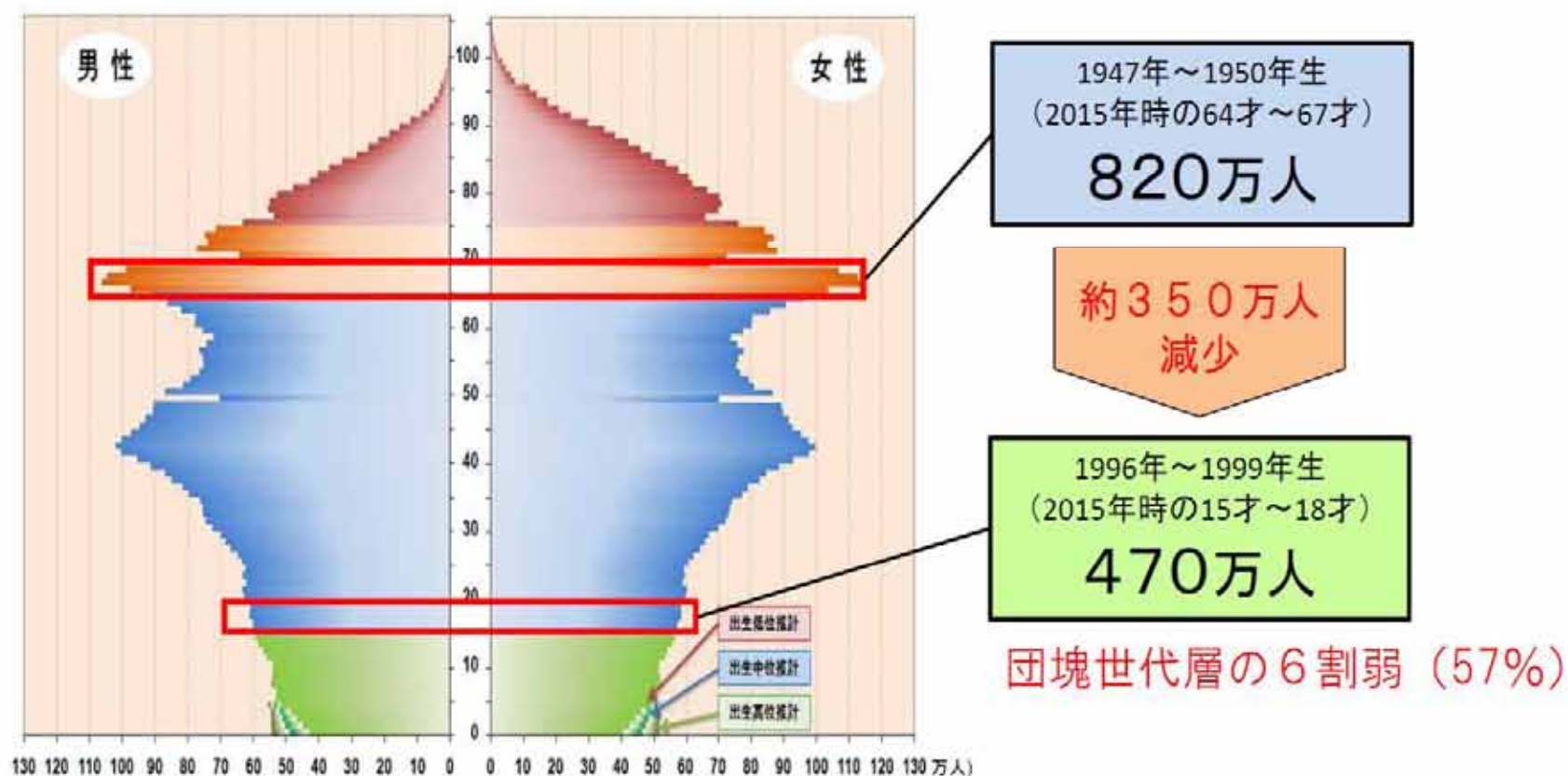


(総務省労働力調査を基に国交省が算出)

## (参考)人口減少・高齢化・世代構成の変化

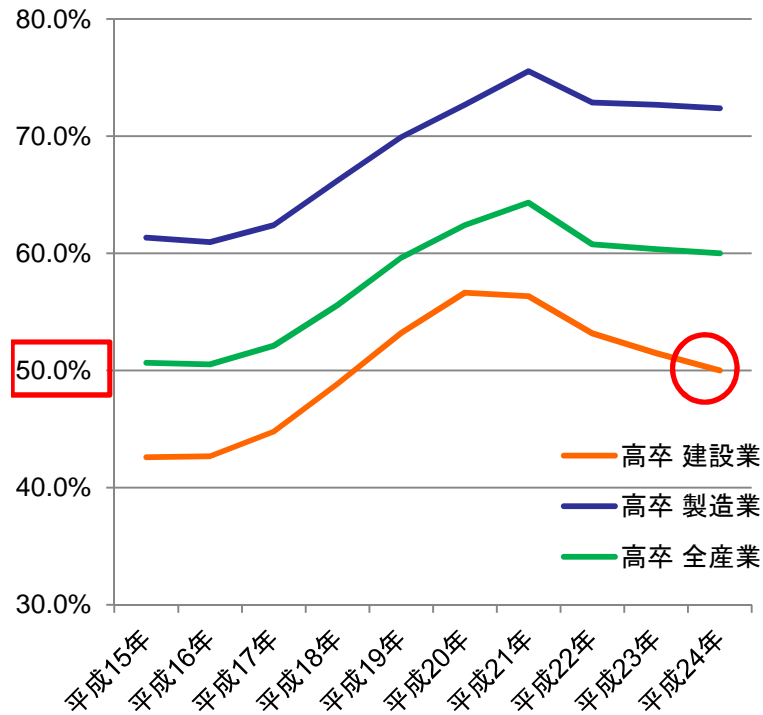
- 日本の総人口は、2010年の1億2,800万人をピークに減少局面に入り、2060年には約8,600万人、2110年には約4,300万人に減少する見通し。
- 2015年には、今後の日本社会を支える若手(15才～18才)層は、団塊世代層(64才～67才)の6割弱になる見通し。

2015年人口ピラミッド(推計)



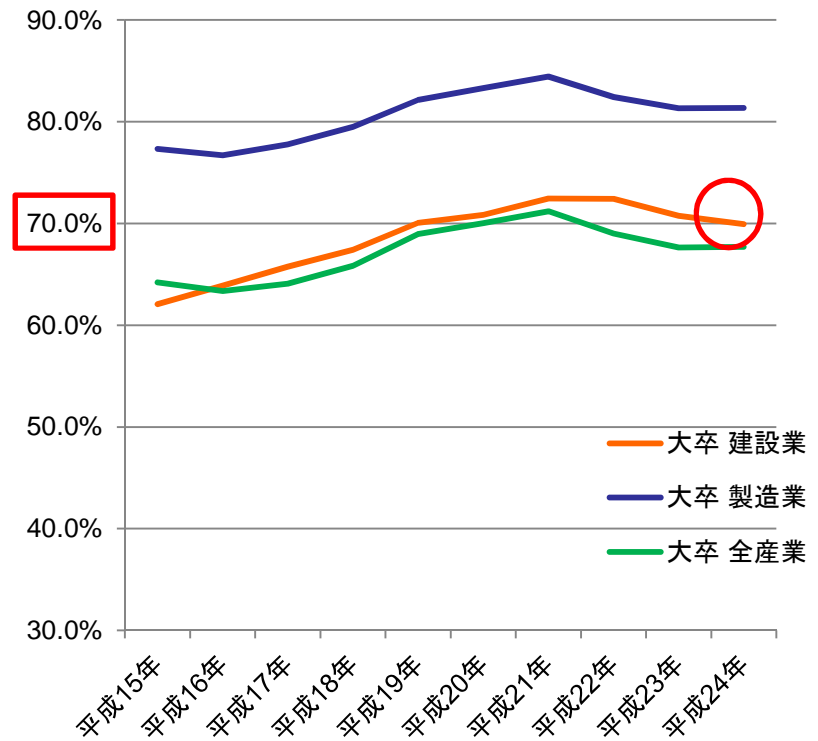
資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月)」

## 高校卒業就労者 3年以上就労している割合



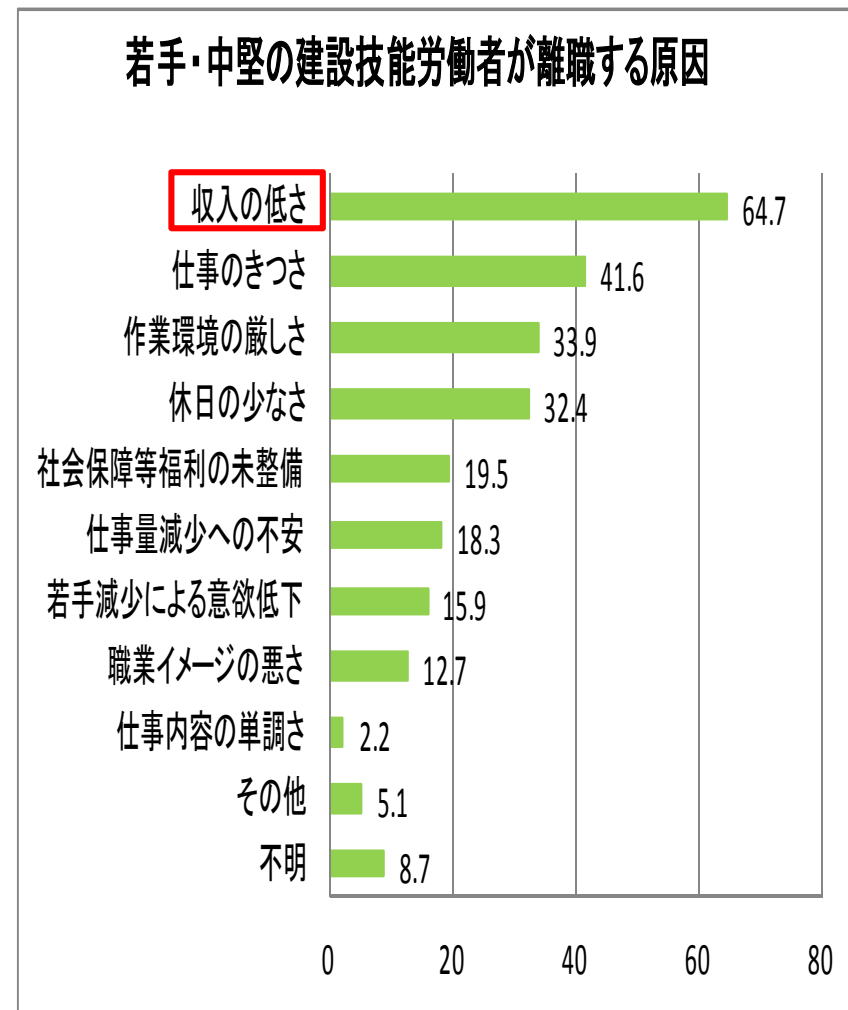
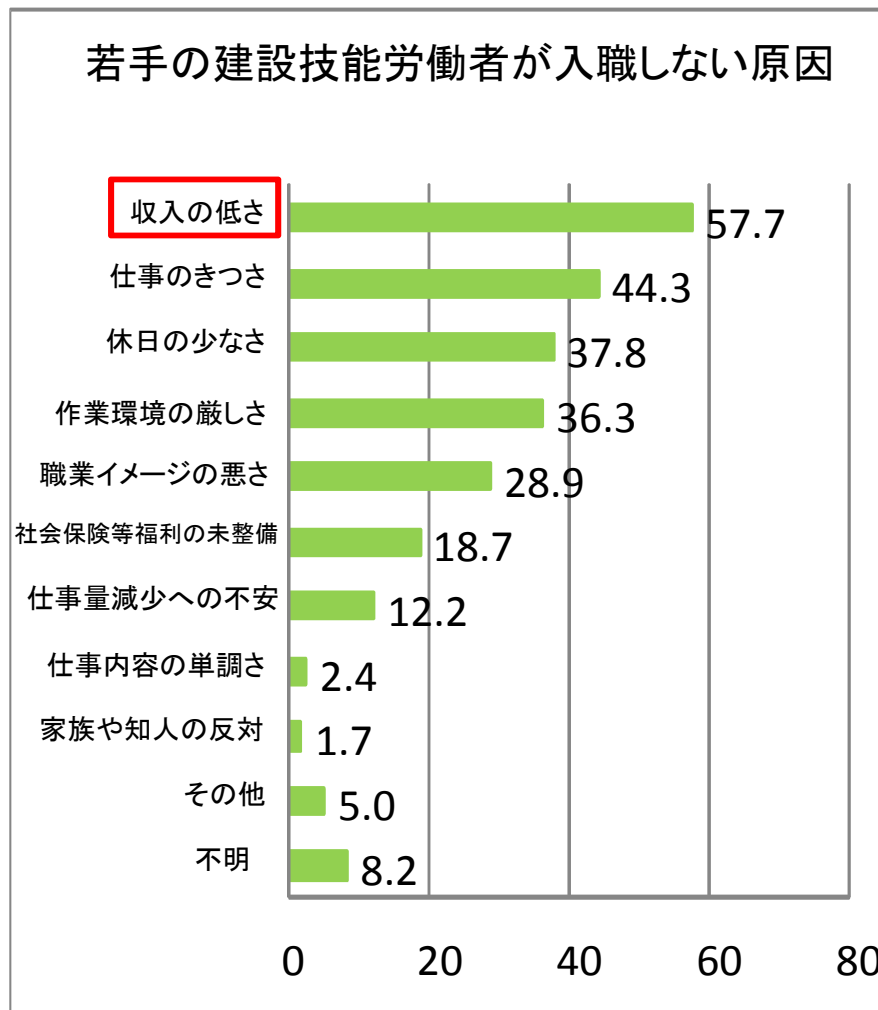
出所：厚生労働省「新規高校卒業就職者の産業別離職状況」

## 大学卒業就労者 3年以上就労している割合



出所：厚生労働省「新規大学卒業就職者の産業別離職状況」

# 若手・中堅の建設技能労働者が離職する原因



出所：建設産業専門団体連合会「建設技能労働力の確保に関する調査報告書」(平成19年3月)

平成29年3月10日

# 近畿ブロック発注者協議会の運営について



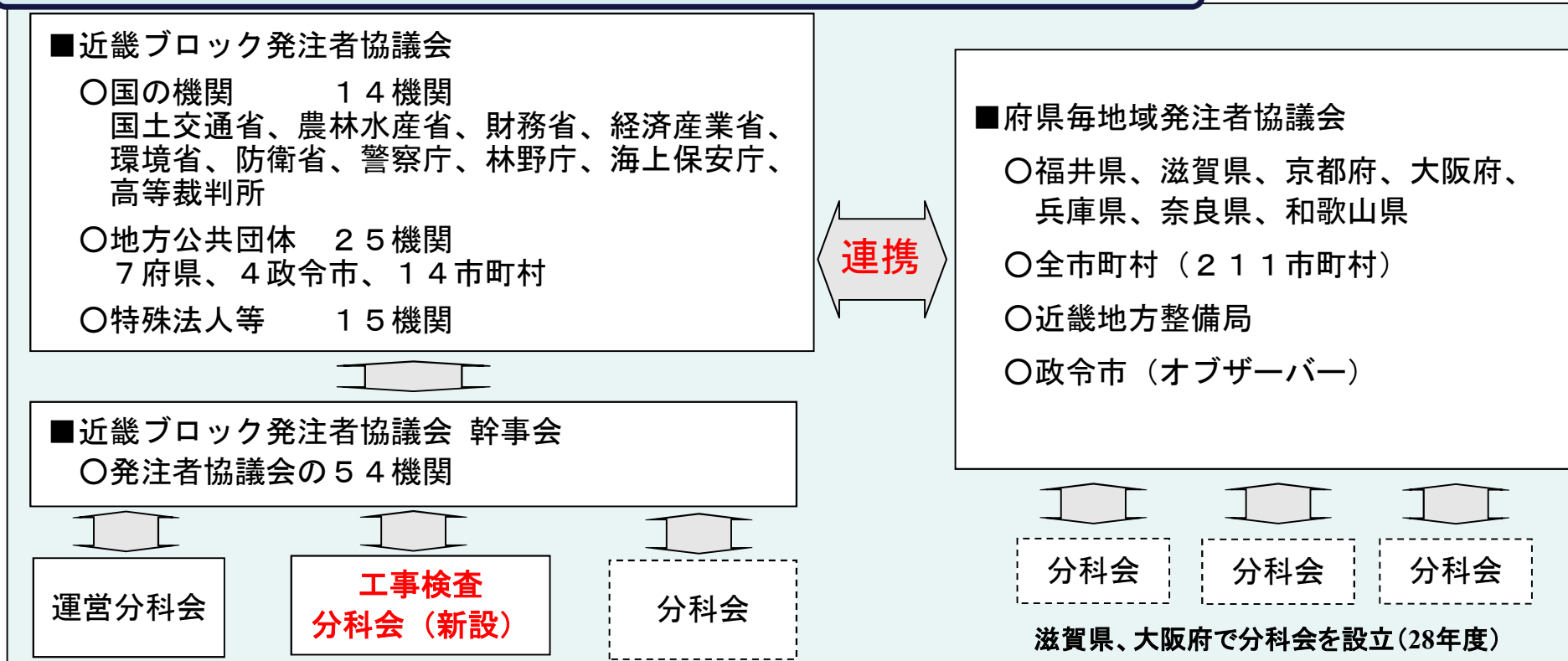
# 平成28年度近畿ブロック発注者協議会実施体制

運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

## ■近畿ブロック発注者協議会の体制

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携・調整を図るため、近畿ブロック発注者協議会を設置（平成20年度に設置）
- 各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう「工事検査分科会」を新設（H28.4）

## ■近畿ブロック発注者協議会の構成図 平成28年度実施体制



# 近畿ブロック発注者協議会スケジュール

## 近畿ブロック発注者協議会 スケジュール案

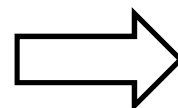
	平成27年度				平成28年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
近畿ブロック発注者協議会		☆		2/22 ☆		☆		3/10 ☆
幹事会		☆		☆	4/22 ☆	☆	8/22 ☆	☆
運営分科会 工事検査分科会(新設)	☆		☆		☆ ☆	7/1 ☆	☆ ☆	☆ ☆
各府県地域発注者協議会 ・福井県 ・滋賀県 ・京都府 ・大阪府 ・兵庫県 ・奈良県 ・和歌山県		福井県 10/19協議会 滋賀県 6/29協議会、10/20分科会 京都府 12/21幹事会 大阪府 10/28協議会、12/20・1/24分科会 兵庫県 10/28協議会 奈良県 10/18協議会 和歌山県 4/26協議会、5/12協議会、10/4幹事会				☆	11/18 ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	2/6 ☆

### 運営分科会(H29.2.6開催)

・「近畿ブロック発注者協議会の取組内容の指標化」の

取りまとめ

・「全国統一指標の指標分類」の取りまとめ



### 幹事会(H29.3.10開催)

・分科会で取りまとめた内容について報告

### 工事検査分科会(H29.2.6開催)

・「工事成績評定の考査項目運用表」の統一(兵庫県と試行)

・「工事書類様式」の統一(和歌山県と試行)



平成29年3月10日

# 平成28年度 近畿ブロック発注協の取組みについて

# 平成28年度近畿ブロック発注協の取組み

## 1. 【歩切り廃止】

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

⇒ **歩切り全面廃止決定(H28.4)**

## 2. 【ダンピング対策】

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。

⇒ **低入札、最低制限価格制度の設定は全ての自治体で構築を目指す**

## 3. 【入札契約方式の選択】

各発注者は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、適用する。

⇒ **各機関における入札契約方式について、実情に応じ、総合評価方式落札方式の適応を検討(分科会等で調整)**

- ・ **一定規模以上の金額(各府県市町村のガイドラインに規定されている金額)を超える工事において、技術的工夫のあるものについては総合評価方式を検討**
- ・ **特に橋梁架替など、技術的工夫のあるものについては総合評価方式を検討**

## 4. 【発注・施工時期等の平準化】

債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など予算執行上の工夫や、余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化を図る。

⇒ **当該年度の平均稼働件数・金額と4～6月期の平均稼働件数・金額との比率により平準化の指標について全国統一指標案に基づき評価・分析し、近畿ブロックでの目標等を分科会等で調整**

## 5. 【適切な設計変更】

設計変更ガイドラインの策定・活用状況及び設計変更の実施工事率を把握し、適切な設計変更の実施に向け、全国統一指標案に基づき評価・分析し、近畿ブロックでの指標値を分科会等で調整

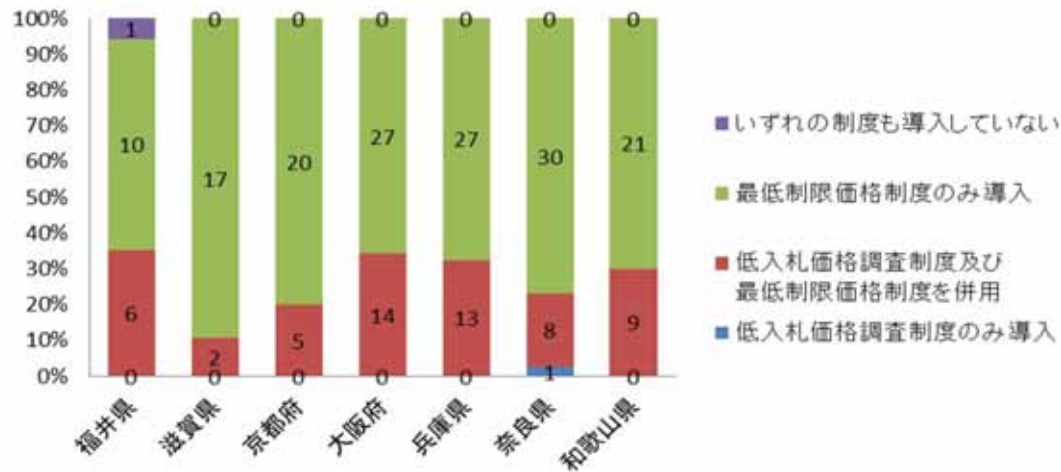
# 低入札価格調査制度または最低制限価格制度の活用

運用指針本文:

- ▶ ダumping受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。

**近畿ブロック管内において、いずれの制度も導入していない市町村は1団体のみ**

- ✓ 全ての発注者が、**いずれかの制度の導入**を行う。
- ✓ 低入札価格調査制度の調査基準価格は**中央公契連最新モデル(H28)**、最低制限価格においては**中央公契連最新モデル(H28)**を参考に適切に見直す。



▶ **いずれの制度も導入していない団体**

3団体(28年4月末時点)  
⇒ **1団体**に減少

近畿ブロック発注者協議会調べ(H29.1)  
府県・政令指定都市を除く

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿ブロック管内
低入札価格調査制度のみ導入	0	0	0	0	0	1	0	1
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	6	2	5	14	13	8	9	57
最低制限価格制度のみ導入	10	17	20	27	27	30	21	152
いずれの制度も導入していない	1	0	0	0	0	0	0	1
市町村数	17	19	25	41	40	39	30	211

# 低入札価格調査制度または最低制限価格制度の活用

## 中央公契連最新モデル(H28)採用状況と旧モデルからの見直し予定

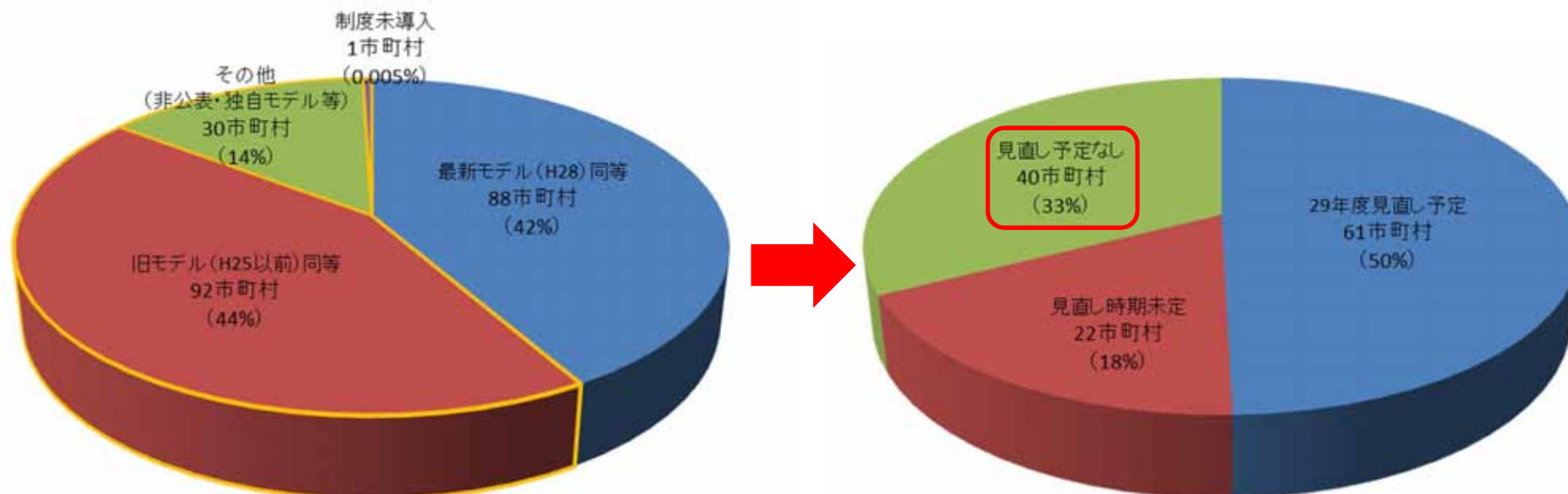
➤ 基準価格の見直しについて、29年度見直し予定及び見直し検討中(時期未定)が約7割、見直し予定なしが約3割。

(見直しを行わない理由)

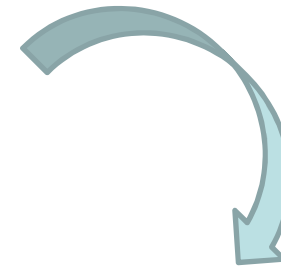
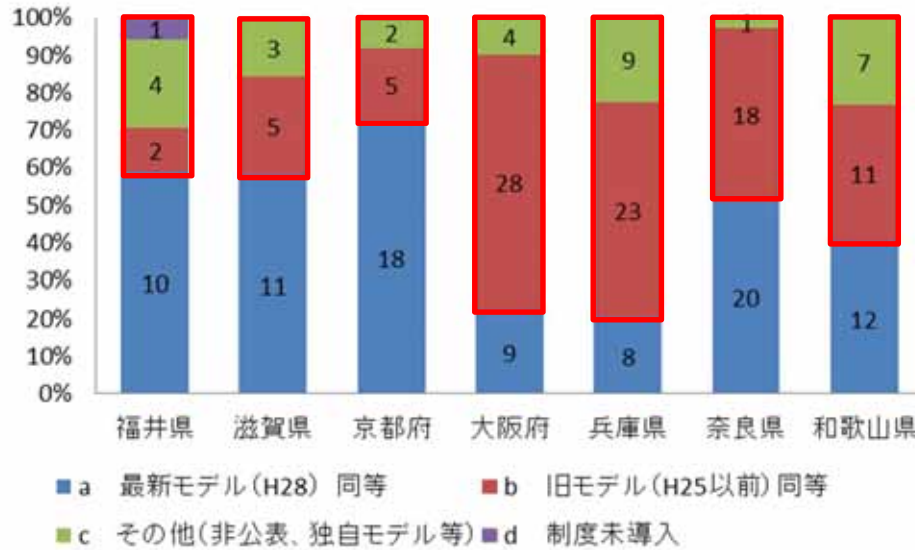
- ・ 現在の入札制度において、不都合が生じていないため。
- ・ 現状で何ら支障がないため。(見直しの必要性がないため。)
- ・ 最低制限価格を下まわる業者が現状の率で多数いるため。
- ・ 法的義務ではないため
- ・ 本市の財政状況も考慮し、段階的にモデルの引き上げを現在検討しているため。
- ・ 最新モデルに見直した場合、恒常的に落札額が高止まりすることによる財政負担の増大が懸念され、H23モデルであっても、ダンピング防止等の対策は図られていると判断しているため。
- ・ 失格者が増えるとともに、競争入札のメリットがなくなるため。

⇒ 将来にわたる公共工事の品質確保と建設業の健全な育成等を目的としており、現状における不都合での判断によるものではないことを理解してもらうことが必要。

**【最新モデルへの見直し予定のない市町村に対し、「適切な見直し」について引き続き推進を図る。】**

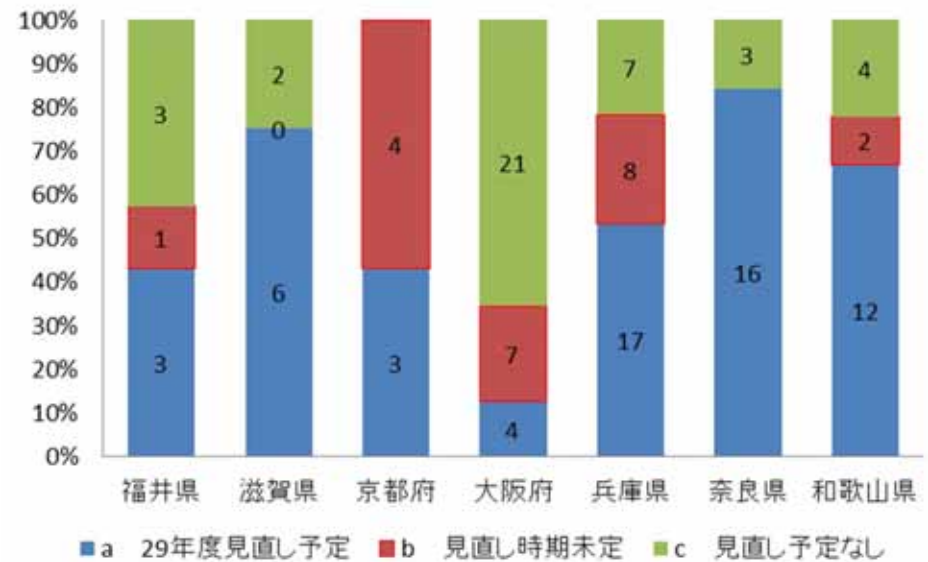


## 現行基準価格モデル



最新モデル同等基準を採用していない市町村の見直し予定

## 基準価格モデル見直し予定



- 大阪府・兵庫県  
旧モデル・その他(非公表、独自モデル等)が約8割を占める。
- その他の府県  
最新モデルの採用が約半数程度

- 見直し予定なし  
特に見直しを予定していない40市町村のうち、大阪府が21市町村を占める。  
⇒ 「適切な見直し」について、引き続き推進を図る。



# 入札契約方式の選択

## 運用指針本文:

発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し**技術提案を求めよう努める。**(※)

(※)公共工事の品質確保を図るためには、**価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。**

①府県政令市においては、各団体で策定しているガイドラインに基づく発注方式を選択することを推進する。

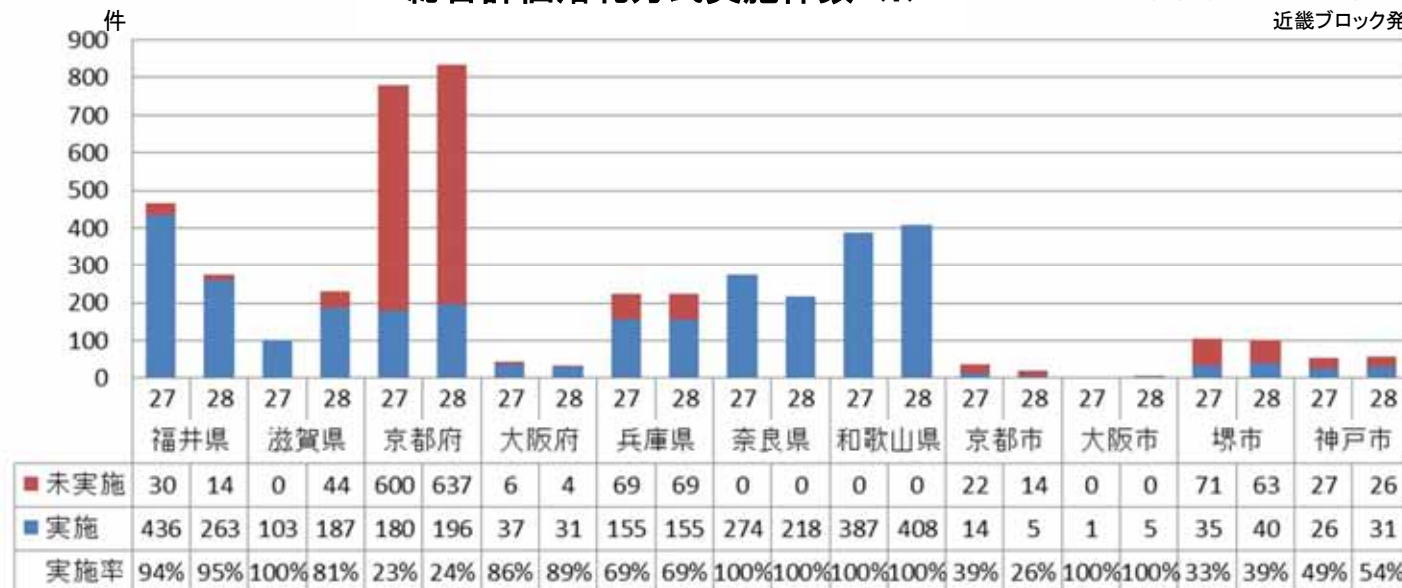
- ・一定規模以上の発注金額等(各府県市町村のガイドラインにおいて総合評価落札方式で発注することを規定されている金額等の条件)の場合、**総合評価落札方式を原則として、工事件数、実施率を拡大する。**

市町村においては、工事難易度・金額等から価格以外の性能を求める余地が少ないことから、「**市町村向け簡易型の取組**」を推進する。

②各団体・地域等の実情も踏まえ、目標数値の設定ではなく、総合評価落札方式を推進するために、**各発注機関がアクションプログラム等を作成し、推進を具体化**させる。

総合評価落札方式実施件数 ※

※ 各自治体で作成のガイドラインに規定された総合評価落札方式の対象となる工事  
近畿ブロック発注者協議会調べ(H29.1)



各発注機関において、件数および実施率に大きな乖離が生じている

平成29年3月10日

# 基準・要領・システム等の標準化・共有化

- 工事監督検査基準等の標準化・共有化
- 発注様式の標準化(工事書類様式)

# 工事監督検査基準等の標準化・共有化

## 工事成績評定基準の標準化

- ✓ 国と府県の工事成績評定基準は大枠では標準化されているが、審査項目別運用表の個別項目については必ずしも標準化されていない。
- ✓ 試行として兵庫県と国により審査項目別運用票の個別項目のすり合わせを実施
- ✓ 29年度より他府県に展開

## 発注様式の標準化

- ✓ 受注者の省力化を考慮し、発注様式の標準化を検討
- ✓ 試行として和歌山県と国により、工事発注様式のすり合わせを実施
- ✓ 29年度より他府県にも展開



# 工事監督検査基準等の標準化・共有化

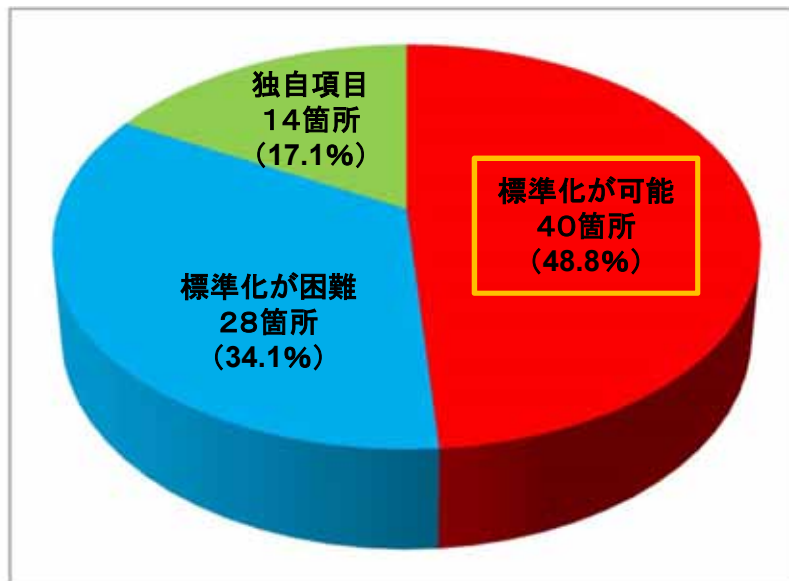
試行として兵庫県と考査項目別運用表の個別項目のすり合わせを実施

個別項目の相違箇所 : 82箇所

- 標準化が可能な個別項目 : 40項目
- 標準化が困難な個別項目 : 28項目
- 兵庫県独自項目として残る個別項目 : 14項目

約50%の標準化が可能

個別項目すり合わせ結果



## ● 主な標準化が困難な個別項目

- 出来形、品質  
ばらつき打点数10点未満の評価  
→ 工事ロット規模の相違により比較的小規模な工事でも評価する必要があるため
- 創意工夫  
県内産品使用の評価  
→ 県内産品使用促進の取組要領を定めており、促進を行う必要があるため
- 施工管理  
施設台帳等の整理の評価  
→ 施設台帳の作成促進を図るため

# 工事監督検査基準等の標準化・共有化

## ●標準化が困難な個別項目

項目	国	兵庫県
出来形、品質：ばらつき評価	概ね10点でばらつき評価	測定値10点未満でもばらつき評価
創意工夫：県内産品使用の評価	—	評価項目としている
施工管理：施設台帳等の整理の評価	—	評価項目としている
施工管理：過積載防止の取組を行っている	施工プロセスで確認	評価項目としている
施工体制：建退共証紙が適切に配布され管理していることが確認できる	施工プロセスで確認	評価項目としている
品質：アンカーの緊張・定着の確認試験等適切に行われている	評価項目としてはないが、現場では確認	評価項目としている
総括評価官の減点要素 請負者の責により工期内に完成させなかった 工程管理がなされず改善指示を行った 安全対策に不備があり重大な災害等を受けた 安全管理に関する現場管理等が不適切であった 工事関係車両等で不正軽油を使用し地方税法違反で処分された。	工程や安全関係は、監督職員が文書による 改善指示を行った場合に減点する	評価項目としている

# 工事監督検査基準等の標準化・共有化

●独自項目(検査官:出来形及び出来ばえ II. 品質)

国	兵庫県
コンクリート構造物工事	コンクリート構造物工事
土工事(切土、盛土、堤防等工事)	土工事(切土、盛土、築堤工事等)
護岸・根固・水制工	護岸・根固・水制工
鋼橋工事	鋼橋工事
砂防構造物工事及び地すべり防止工事	砂防構造物工事
	地すべり防止工事
舗装工事	舗装工事
法面工事(吹付工関係、法枠工関係)	法面工事(吹付工関係、法枠工関係、アンカー工関係)
基礎工事及び地盤改良工事	基礎工事及び地盤改良工事
海岸工事	港湾・海岸工事(浚渫工)
	港湾・海岸工事(地盤改良工)
	港湾・海岸工事(捨石、被覆石工)
	港湾・海岸工事(本体工(杭式、矢板式))
	港湾・海岸工事(本体工(ケーソン式、ブロック式、場所打ち式関係))
コンクリート橋上部工事	コンクリート橋上部工事
塗装工事	塗装工事
トンネル工事	トンネル工事

赤文字箇所が兵庫県独自項目

国	兵庫県
植栽工事	植栽工事
防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	防護柵設置工事
	標識設置工事
	区画線設置工事
電線共同溝工事	電線共同溝工事
維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)	維持・修繕工事
修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	
機械設備工事	機械設備工事
電気設備工事	電気設備工事
通信設備工事・受変電設備工事	通信設備工事・受変電設備工事
上記以外の工事(情報ボックス、浚渫工事)又は合併工事	上記以外の工事(仮設工事)又は合併工事
	下水道工事(管渠工)
	下水道工事(処理場躯体工)
	公園施設整備工事(園路広場整備、修景施設整備、遊戯施設整備)
	二次製品構造物工事(用排水構造物工、カルバート工、擁壁工、石・ブロック積(張)工)
	補強土壁工事
	建築工事(簡易なもの)

# 発注様式の標準化（工事書類様式）

試行として和歌山県と工事書類様式のすり合わせを実施

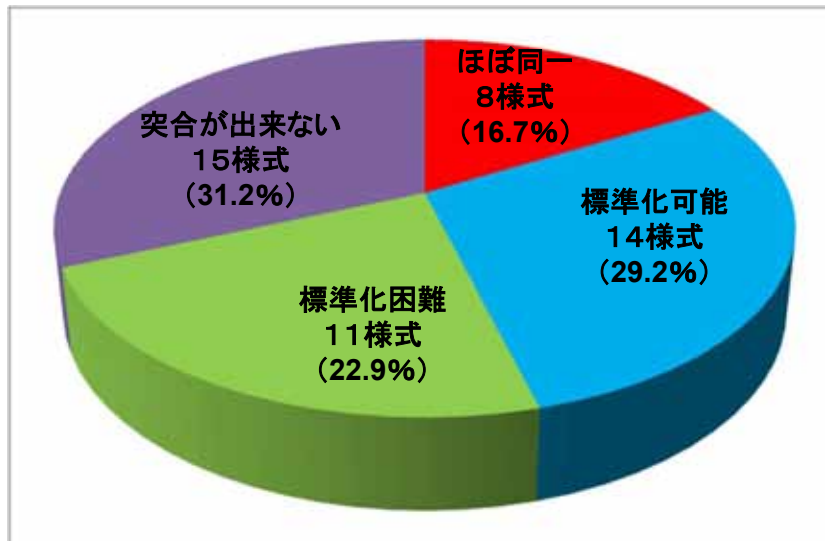
工事書類様式数：48様式

- ほぼ同一の工事書類：8様式
- 様式に相違があるもののうち、標準化が可能な書類：14様式
- 標準化が困難な書類：11様式
- 突合ができない書類（国または和歌山県のどちらかでしか作成していない様式）：15様式

約50%の標準化が可能

府県名	(a)ほぼ同一の工事書類	(b)工事書類の標準化が可能な書類	(c)工事書類の標準化が困難な書類	(d)突合が出来ない書類
和歌山県	8	14	11	15

## 工事書類すり合わせ結果



### ●すり合わせ結果の概要

- 工事書類は基本的に標準化可能
- 請負金額の支払いに関する様式は、財政部との調整等もあり、現時点では標準化が困難
- 突合ができない様式が多くなっている理由は、県独自の書類削減により、工事打合簿で立会確認願・材料確認等処理しているため



# 発注様式の標準化（工事書類様式）

<b>(b)工事書類の標準化が可能な書類</b>	<b>種別</b> 施工管理	<b>No.</b> 30	<b>書類名称</b> 工事打合せ簿
<b>地整 近畿地整</b>		<b>調査対象都道府県 和歌山県</b>	
<b>国交省書類</b>		<b>都道府県書類</b>	

<p>様式-9</p> <p style="text-align:center;"><b>工事打合せ簿</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">発注者</td> <td><input type="checkbox"/>発注者</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>受注者</td> <td>発注年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>発注事項</td> <td colspan="4"> <input type="checkbox"/>指示 <input type="checkbox"/>協議 <input type="checkbox"/>通知 <input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>報告 <input type="checkbox"/>提出  <input type="checkbox"/>その他 ( )                 </td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="4">(内容)</td> </tr> <tr> <td>添付図</td> <td colspan="4">新, その他添付図書</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">処理 ・ 回答</td> <td>発注者</td> <td colspan="3">上記について <input type="checkbox"/>指示 <input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>協議 <input checked="" type="checkbox"/>提出 <input type="checkbox"/>受理 します。</td> </tr> <tr> <td>受注者</td> <td colspan="3">上記について <input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>協議 <input type="checkbox"/>提出 <input type="checkbox"/>報告 <input checked="" type="checkbox"/>受理 します。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">地 括 監督員</td> <td style="width:25%;">主 任 監督員</td> <td style="width:25%;">監 督 員</td> <td style="width:25%;"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">現 場 代理人</td> <td style="width:25%;">主 任 (監 理) 技術者</td> <td style="width:25%;"></td> <td style="width:25%;"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	発注者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発注年月日	年 月 日	発注事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )				工事名	(内容)				添付図	新, その他添付図書				処理 ・ 回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。			受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input checked="" type="checkbox"/> 受理 します。			地 括 監督員	主 任 監督員	監 督 員						現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者							<p>様式第2号</p> <p style="text-align:center;"><b>工事打合簿</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">発注者</td> <td><input type="checkbox"/>発注者</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>請負者</td> <td>発注年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>発注事項</td> <td colspan="4"> <input type="checkbox"/>指示 <input type="checkbox"/>協議 <input type="checkbox"/>通知 <input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>提出 <input type="checkbox"/>報告 <input type="checkbox"/>届出 <input type="checkbox"/>その他 ( )                 </td> </tr> <tr> <td>工事年度及び工事番号</td> <td colspan="4">年度 第 号</td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="4">(内容)</td> </tr> <tr> <td>添付図</td> <td colspan="4">新, その他添付図書</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">処 理 ・ 回 答</td> <td>発注者</td> <td colspan="3">上記について <input type="checkbox"/>指示・<input type="checkbox"/>承諾・<input type="checkbox"/>協議・<input checked="" type="checkbox"/>通知・<input type="checkbox"/>受理 します。</td> </tr> <tr> <td>請負者</td> <td colspan="3">上記について <input type="checkbox"/>了解・<input type="checkbox"/>協議・<input type="checkbox"/>提出・<input type="checkbox"/>報告・<input checked="" type="checkbox"/>届出 します。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">班長(課長)</td> <td style="width:25%;">主 任</td> <td style="width:25%;">主 査</td> <td style="width:25%;">監 督 員</td> <td style="width:25%;">現場代理人</td> <td style="width:25%;">主任技術者</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	発注者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 請負者	発注年月日	年 月 日	発注事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ( )				工事年度及び工事番号	年度 第 号				工事名	(内容)				添付図	新, その他添付図書				処 理 ・ 回 答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input checked="" type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。			請負者	上記について <input type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input checked="" type="checkbox"/> 届出 します。			班長(課長)	主 任	主 査	監 督 員	現場代理人	主任技術者						
発注者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発注年月日	年 月 日																																																																																								
発注事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )																																																																																											
工事名	(内容)																																																																																											
添付図	新, その他添付図書																																																																																											
処理 ・ 回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。																																																																																										
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input checked="" type="checkbox"/> 受理 します。																																																																																										
地 括 監督員	主 任 監督員	監 督 員																																																																																										
現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者																																																																																											
発注者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 請負者	発注年月日	年 月 日																																																																																								
発注事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ( )																																																																																											
工事年度及び工事番号	年度 第 号																																																																																											
工事名	(内容)																																																																																											
添付図	新, その他添付図書																																																																																											
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input checked="" type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。																																																																																										
	請負者	上記について <input type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input checked="" type="checkbox"/> 届出 します。																																																																																										
班長(課長)	主 任	主 査	監 督 員	現場代理人	主任技術者																																																																																							

# 発注様式の標準化（工事書類様式）

<b>(c)工事書類の標準化が困難な書類</b>	<b>種別</b> 契約書類	<b>No.</b> 13	<b>書類名称</b> 請求書(前払金)																																		
<b>地整 近畿地整</b>		<b>調査対象都道府県 和歌山県</b>																																			
<b>国交省書類</b>		<b>都道府県書類</b>																																			
<p>様式-5(1)</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">請 求 書</p> <p style="text-align: right;">年月日:</p> <p>支出官又は資金前渡官(官職氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">(受注者) 住所 番号又は名称 代表者 印</p> <p>下記のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">¥ _____</p> <p>ただし _____ の〇〇〇〇</p> <p>振込希望金融機関名 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 企業 店</p> <p>預金の種別</p> <p>口座番号</p> <p>口座名義</p> <p>フリガナ</p> <p>振込指定コード番号</p> <p>(注)1. ただし書きには件名を記入すること。 2. 〇〇〇〇には前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、完成代金の別を記入すること。 3. 振込希望金融機関名と同一で、なお、請求書と同一名義の預金口座等を記入すること。 4. 部分払金を請求する場合は、請求内訳書(部分払の場合又は国債部分払の場合)を添付すること。 5. 指定部分完済払金を請求する場合には、請求内訳書(指定部分払の場合)を添付すること。</p>	<p>別記第15号様式(第8条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">前払金請求書</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%;">請求金額</td> <td style="width:5%; text-align:center;">億</td> <td style="width:5%; text-align:center;">千</td> <td style="width:5%; text-align:center;">百</td> <td style="width:5%; text-align:center;">十</td> <td style="width:5%; text-align:center;">万</td> <td style="width:5%; text-align:center;">千</td> <td style="width:5%; text-align:center;">百</td> <td style="width:5%; text-align:center;">十</td> <td style="width:5%; text-align:center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="height: 20px;"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%;">口座振替指定銀行</td> <td style="width:20%;">銀行</td> <td style="width:20%;">店</td> </tr> </table> <p style="font-size: 0.8em;">下記工事請負代金の前払金として上記銀行の私名義の別口普通預金口座に口座振替の方法で支払いされたく請求します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ 印</p> <p>(支払決定権者) _____ 様</p> </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="5" style="width:30px; text-align:center; vertical-align: middle;">契 約 書 要</td> <td style="width:20%;">工事年度及び工事番号</td> <td style="width:60%;">年 度 第 号</td> </tr> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td>市 町 村 地 内</td> </tr> <tr> <td>工 事 名</td> <td style="text-align: right;">工 事</td> </tr> <tr> <td>請 負 代 金 額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>契約により定めた前払限度額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: 0.8em;">注意 番号、年度、金額及び年月日はアラビア数字で明瞭に記入し、請求金額の前には、¥ の記号を付すること。</p> </div>			請求金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円											口座振替指定銀行	銀行	店	契 約 書 要	工事年度及び工事番号	年 度 第 号	工 事 場 所	市 町 村 地 内	工 事 名	工 事	請 負 代 金 額	円	契約により定めた前払限度額	円
請求金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円																												
口座振替指定銀行	銀行	店																																			
契 約 書 要	工事年度及び工事番号	年 度 第 号																																			
	工 事 場 所	市 町 村 地 内																																			
	工 事 名	工 事																																			
	請 負 代 金 額	円																																			
	契約により定めた前払限度額	円																																			

平成29年3月10日

# 協議会(28年8月22日開催) 首長意見について

---





# 協議会(28年8月22日開催) 首長意見について

## 入札参加資格登録の一元化、電子入札システムの一元化 (八尾市)

- 近畿地整は、省庁・法人等が参画する入札参加資格登録インターネット一元受付方法で受付を実施中。
- 一元化に参画している機関規模の違いから、自治体での参画は困難であること、参加登録期間・申請要件等の違い等の課題があることを大阪府および八尾市に説明。
  - ・ 参加登録期間の違い:近畿地整は2年間、八尾市は3年間
  - ・ 申請要件の違い:近畿地整は国税納付、八尾市は地方税納付など
- 電子入札システムについても、各地整ではなく国土交通省全体で運営していること、政府共通プラットフォームへの移行を検討中であることから、自治体での参画は困難であることを説明。

⇒ **大阪府下での一元化の可能性について、大阪府と八尾市等で議論を進める。**

## 入札参加資格登録の必要性 (近江八幡市)

- 公共工事等の適正な施工を確保するためには、工事等の規模及び内容に応じ、必要な技術的能力を有する建設業者等を選定して工事等を発注する必要がある。
- それぞれの公共工事発注機関において、地域差などの実情に応じて、その発注機関の建設工事等を受注するにふさわしい建設業者等を選定するため、及び不良・不適格業者の排除等を目的として、各発注機関毎であらかじめ入札参加資格審査を行ない、入札参加資格者名簿に登録する制度を実施している。
- また、建設業の健全な発展を促進するためにも寄与。  
大手建設業者は建設資材や材料を大量に安く購入すること等で、安価で入札が可能であることなど、中小企業の建設業者はコスト競争で不利となるため、人件費の抑制など過当な競争も予想される。  
建設業者を育成する観点などから、工事品質を確保しつつ、過当な競争が生じないよう企業の格付けを導入。

⇒ **滋賀県公契連分科会で、県と市町における入札参加登録申請の共同受付を検討中。**

## (参考) 地方自治法施行令

参考

(一般競争入札の参加者の資格)

**第六十七條の五** 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

- ✓ 地方自治法施行令では、資格を定めることができるとされており、各自治体の任意性により選択が可能。
- ✓ ただし、指名競争入札においては資格を定めることが義務付けられている。

(指名競争入札の参加者の資格)

**第六十七條の十一** 第六十七條の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第六十七條の五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

3 第六十七條の五第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

平成29年3月10日

# 全国統一指標

---

## 発注者

### 品確法改正

目的：公共工事の品質確保の促進

### 基本理念：

将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保等

- ・ 発注者が連携し、発注関係事務の実施状況の把握等、発注関係事務の適切な運用に向けた取り組みを実施。
- ・ 一方で受注者からは、品確法の改正により一定の改善が見られるものの、依然として課題があるとの指摘。



## 全国統一指標

### 目的：

発注関係事務の改善のため、各発注機関による客観的な状況の把握。

受発注者双方の視点から全国統一で検討する重点項目として全国統一指標を設定

### 全国統一指標

- 適正な予定価格の設定
- 適切な設計変更
- 施工時等の平準化

活用：各発注者が自らの現状を確認し、今後の発注関係事務の改善に活用

**全国統一指標**

実施項目	指標(案)	定義	指標分類(案)※ ※設計変更実施率、平準化率については、コリンズデータの結果を踏まえて設定	備考等
適正な予定価格の設定	最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)	・最新の積算基準: 1年 <sup>※1</sup> 以内に更新されている積算基準 (※1: 営繕の場合は2年) ・基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況: 見積り等により積算する要領を整備し運用しているか	a: 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領 <sup>※2</sup> を整備し活用 b: 最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領 <sup>※2</sup> は整備していない c: その他 (※2: 基準以外に一定のルールを定めている場合を含む)	
	単価の更新頻度	使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度。 ※対象は、物価資料に掲載のあるものとする。	a: 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)、b: 3ヶ月以内、c: 6ヶ月以内、d: 12ヶ月以内、e: それ以上	
適切な設計変更	改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況	関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。	aガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 b: 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c: 設計変更を実施していない	入契法調査を活用
	設計変更の実施工事率	当該年度に完了した工事(契約金額500万円以上の工事)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率	【素案(別途設定)】 a: 75%以上 b: 50~75% c: 25~50% d: 0~25% e: 設計変更を行っていない	JACIC(コリンズデータ)より提供可能(注1)
施工時期等の平準化	平準化率	平準化率: 年度の平均稼働件数・金額と4~6月期の平均稼働件数・金額との比率 対象: 契約金額500万円以上の工事 稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの 稼働金額: 最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの ※4~6月期が閑散期(最も数値が低い3ヶ月間)とならない場合は、連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。	【素案(別途設定)】 平準化率(4~6月期の平均稼働件数・金額/年度の平均稼働件数・金額) a: 0.9以上、b: 0.9~0.8、c: 0.8~0.7、d: 0.7~0.6、e: 0.6以下	JACIC(コリンズデータ)より提供可能(注2)

## 適正な予定価格の設定

### 運用指針本文:

- 予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。
- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離している恐れがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。

### 【指標(案)】 最新の積算基準の運用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)

#### 【定義】

- ・ 最新の積算基準:1年(営繕の場合は2年)以内に更新されている積算基準。
- ・ 基準対象外(小規模土工など)の際の対応状況:見積り等により積算する要領を整備し運用しているか。

#### 【指標分類(案)】

- a:最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領(※)を整備し、活用。
  - b:最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領(※)は整備していない。
  - c:その他。
- ※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む。

- ✓ 積算基準とは、その適用範囲が定められており、適用範囲外もしくは適用範囲内であるが積算額が合わず、不調・不落が発生している歩掛かりについては見積り等を活用し、適切な予定価格を設定する必要がある。

### 府 県

- 全ての府県で最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し、活用している。

### 政令指定都市

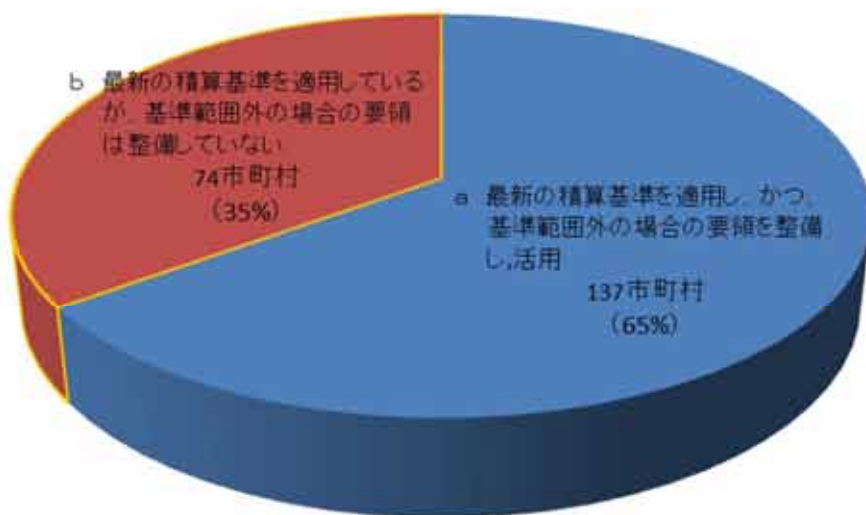
- 全政令指定都市で、最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し、活用している。



# 適正な予定価格の設定

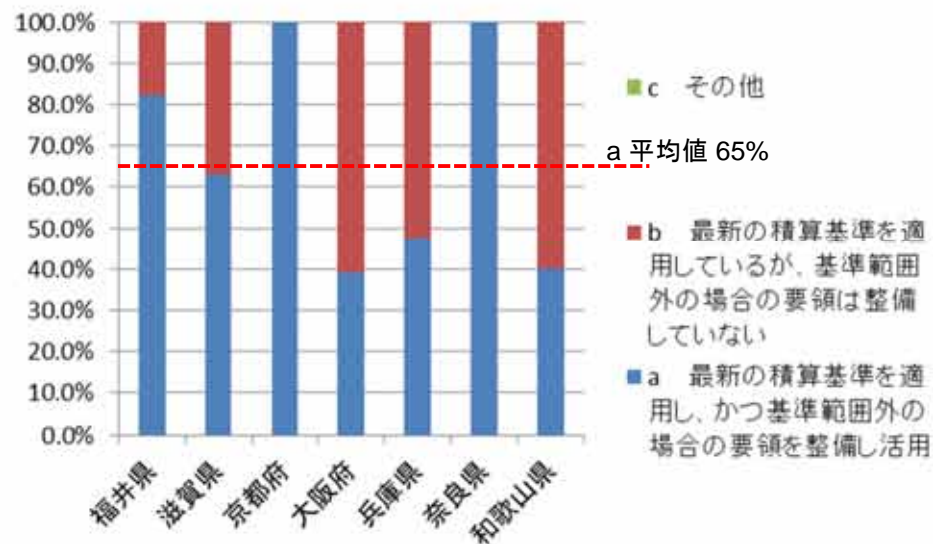
## 市町村

- 積算基準適用範囲外の場合の要領(見積り等により積算する要領)を整備していない市町村は**4割程度**。
- 府県によりバラツキが見られる。



※ 発注担当部署間のバラツキ(a、b混在)あり。  
⇒ aに計上

65%の市町村は「基準範囲外の場合の要領(見積り等により積算する要領)」が整備されているが、35%の市町村で要領がない状況。  
⇒ 「要領」の作成に向け、引き続き推進を図る。



## 適正な予定価格の設定

### 運用指針本文:

- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。

### 【指標(案)】 単価の更新頻度

【定義】 使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度。

※ 対象は、物価資料等に掲載のあるものとする。

### 【指標分類(案)】

- a: 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)。  
b: 3ヶ月以内。 c: 6ヶ月以内。 d: 12ヶ月以内。 e: それ以上。

- ✓ 資材価格の単価は、物価資料により毎月更新されており、基本的には、その最新の単価を用いて積算することが求められる。

### 府 県

- 福井県を除く、全府県で最新単価を使用している。(福井県 b: 3ヶ月以内)

### 政令指定都市

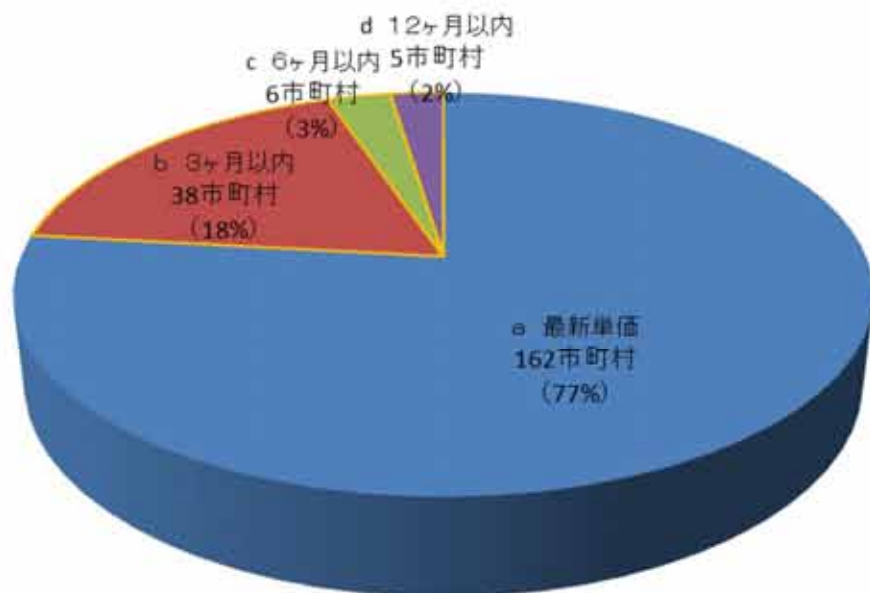
- 全ての政令指定都市で最新単価を使用している。



# 適正な予定価格の設定

## 市町村

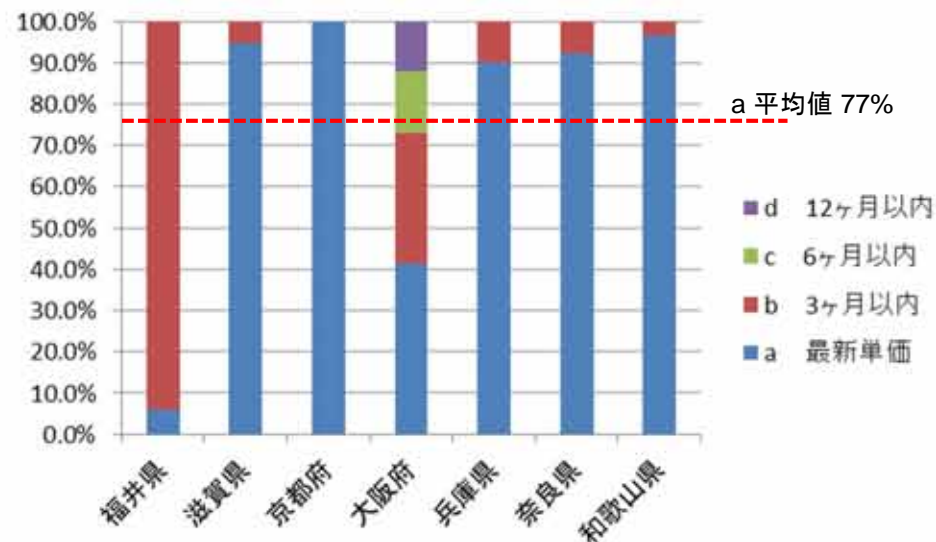
- 3ヶ月以上単価を見直していない市町村は2割程度。
- 府県によりバラツキが見られる。



※ 土木以外(建築・下水等)では、a以外の回答もあり。  
 ※ 発注担当部署間のバラツキ(a、b混在)あり。  
 ⇒ a:最新単価 に計上

各府県間で単価の更新頻度状況に乖離が見られる。

⇒ 「適正な予定価格の設定」について、引き続き推進を図る。



## 適切な設計変更

### 運用指針本文:

- 変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。

### 【指標(案)】 改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況

【定義】 関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

### 【指標分類(案)】

- a: ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施。
- b: 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施。
- c: 設計変更を実施していない。

- ✓ 入契法調査を活用

### 府 県

- 全府県でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。

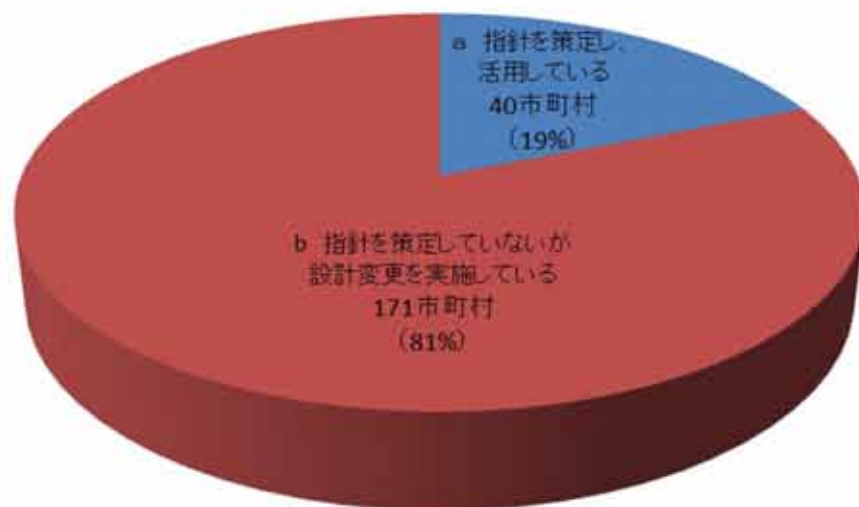
### 政令指定都市

- 大阪市を除く、全ての政令指定都市でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。(大阪市 : b)

# 適切な設計変更

## 市町村

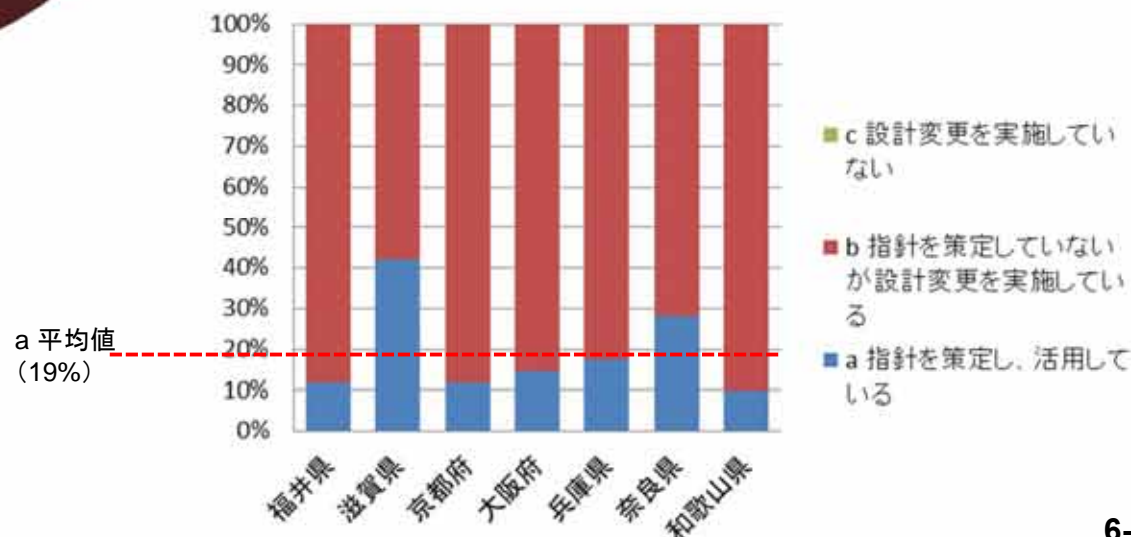
- 全ての市町村で設計変更を実施していると回答(入契法調査)
- ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 ⇒ 40市町村(19%)
- 策定していないが設計変更を実施 ⇒ 171市町村(81%)



市町村におけるガイドラインの策定状況は2割程度

⇒ 「ガイドラインの策定」については、引き続き推進を図る。

	a	b	c
福井県	2	15	0
滋賀県	8	11	0
京都府	3	22	0
大阪府	6	35	0
兵庫県	7	33	0
奈良県	11	28	0
和歌山県	3	27	0



## 適切な設計変更

### 運用指針本文：

- 施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

### 【指標(案)】 設計変更の実施工事率

【定義】 当該年度に完了した工事(契約金額500万円以上の工事)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率。

### 【指標分類(案)】

a:75%以上。 b:50%以上～75%未満。 c:25%以上～50%未満。 d:0～25%未満。  
e:設計変更を行っていない。

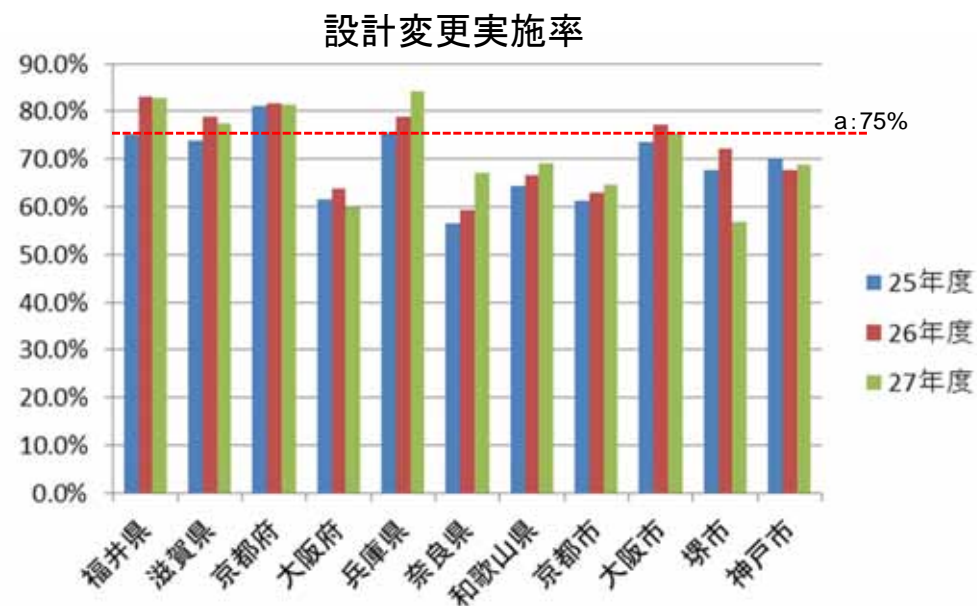
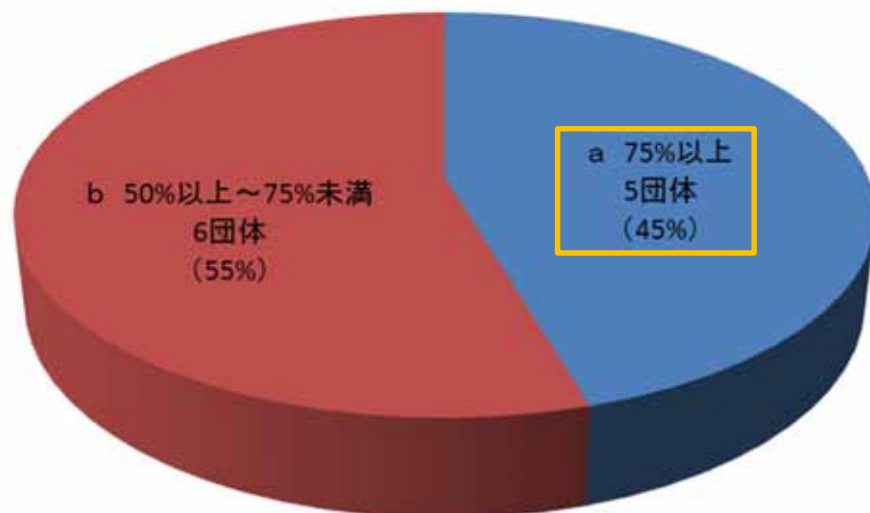
- ✓ 全ての工事において設計変更を行う必要が必ずしもあるわけではないが、工事、金額ともに一定規模以上の工事では、現場等の条件が発注時から全く変わらないことは想定しづらい。
- ✓ このことから一定規模以上(500万円以上)の工事を対象に「設計変更の実施工事率」を指標としたい。
- ✓ なお、当該指標は設計変更の実施状況を把握するものであり、指標値100%とならなくてもよい可能性がある。
- ✓ コリンズデータを活用して、数値算出(日本建設情報総合センター(以下、JACICという)から提供)。

### 府県・政令指定都市

- 全ての府県・政令指定都市で設計変更を実施しているが、設計変更実施率75%以上の府県・政令指定都市は5団体。(福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、大阪市)

# 適切な設計変更

府県・政令指定都市



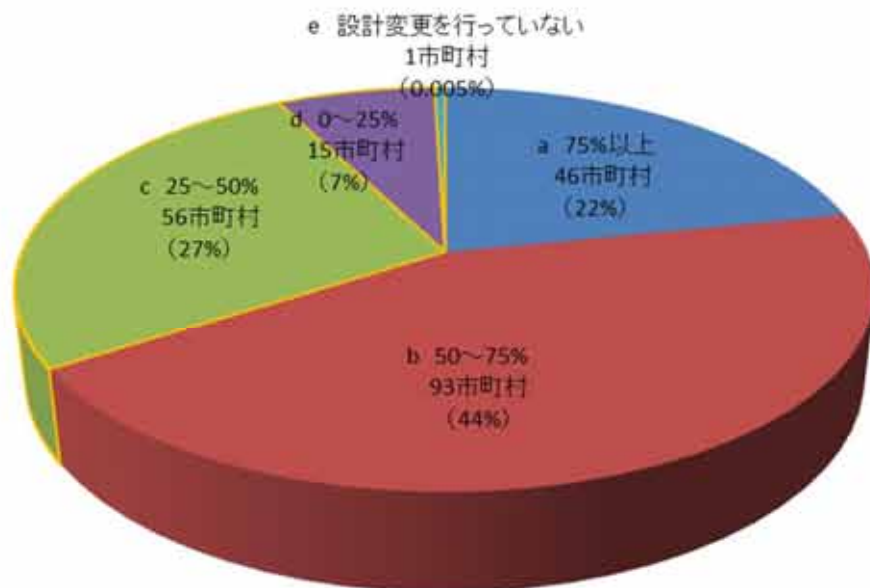
	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	完了 工事数(A)	設計 変更数(B)	変更率 (B/A)	完了 工事数(A)	設計 変更数(B)	変更率 (B/A)	完了 工事数(A)	設計 変更数(B)	変更率 (B/A)
18 福井県	1,931	1,454	75.3%	1,887	1,567	83.0%	1,359	1,123	82.6%
25 滋賀県	956	705	73.7%	982	775	78.9%	819	634	77.4%
26 京都府	1,490	1,209	81.1%	1,602	1,307	81.6%	1,534	1,247	81.3%
27 大阪府	1,545	951	61.6%	1,501	958	63.8%	1,413	847	59.9%
28 兵庫県	2,025	1,530	75.6%	1,934	1,523	78.7%	1,821	1,534	84.2%
29 奈良県	1,038	586	56.5%	1,090	647	59.4%	963	647	67.2%
30 和歌山県	1,843	1,188	64.5%	1,771	1,179	66.6%	1,545	1,068	69.1%

12 京都市	890	545	61.2%	945	595	63.0%	1,079	698	64.7%
13 大阪市	1,649	1,211	73.4%	1,611	1,242	77.1%	1,588	1,198	75.4%
14 堺市	397	269	67.8%	413	298	72.2%	456	259	56.8%
15 神戸市	1,070	752	70.3%	905	613	67.7%	884	609	68.9%

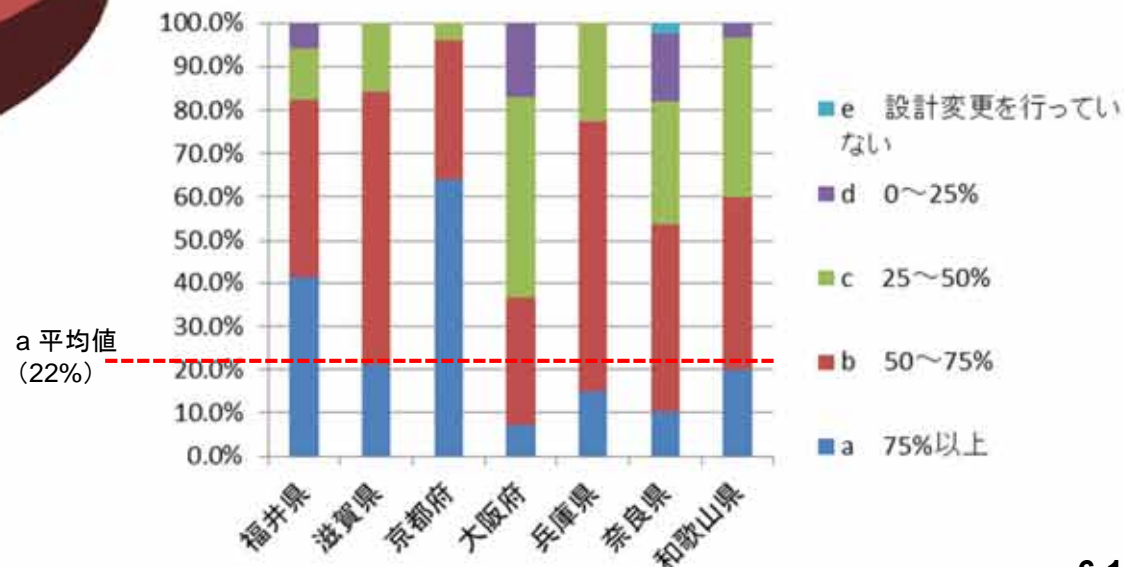
# 適切な設計変更

## 市町村

- **約3割**の市町村(72市町村)は、**設計変更実施率50%以下**。
- 設計変更率にばらつきが見られる。
- 設計変更実施率と発注者規模の関係は特に見られない。



発注者規模に関わらず変更実施率にバラツキが見られる。  
 ⇒ 「適切な設計変更」について、引き続き推進を図る。





# 施工時期等の平準化

## 運用指針本文:

- 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化に努める。

## 【指標(案)】 平準化率

### 【定義】

- 平準化率: 年度の平均稼働件数・金額と4～6月期の平均稼働件数・金額との比率。
- 対象: 契約金額500万円以上の工事。
- 稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの。
- 稼働金額: 最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足したもの。

### 【指標分類(案)】

- |               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| a:0.9以上       | b:0.9未満～0.8以上 | c:0.8未満～0.7以上 |
| d:0.7未満～0.6以上 | e:0.6未満。      |               |

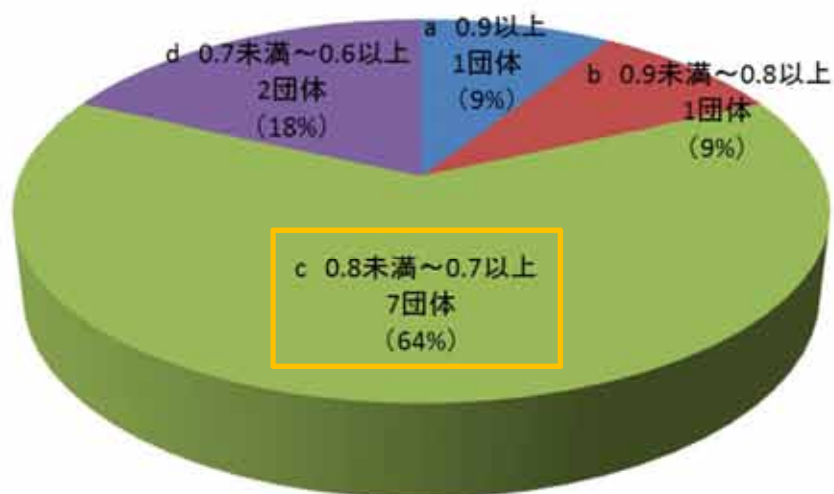
- ✓ 建設総合統計において、全国の傾向として閑散期となる4～6月期と年度の平均を比較する指標とした
- ✓ 各発注者の実施状況を統一的な指標で把握していくことが、各発注者においても有用
- ✓ 発注者の負担や作業の煩雑性に考慮し、コリンズデータを活用して、数値算出(JACICから提供)

# 施工時期等の平準化

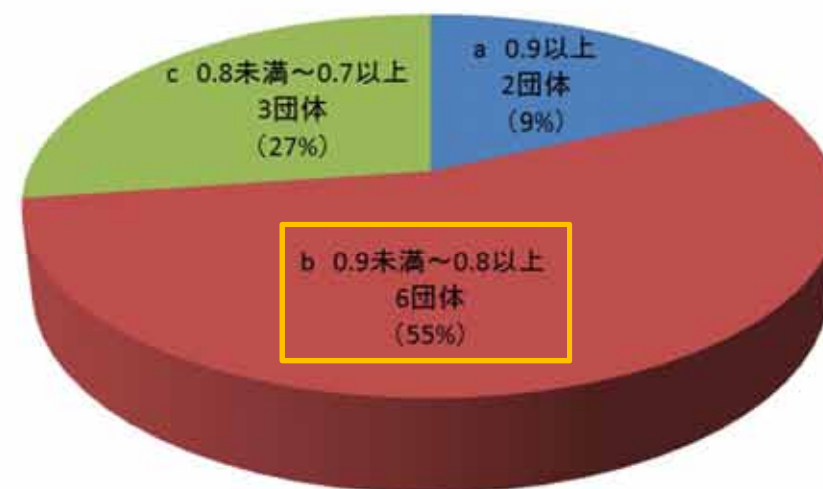
府県・政令指定都市

- 平準化率：（発注件数ベース） c:0.8～0.7 （発注金額ベース） b:0.9～0.8  
の割合が**過半数**を占める

件数



金額

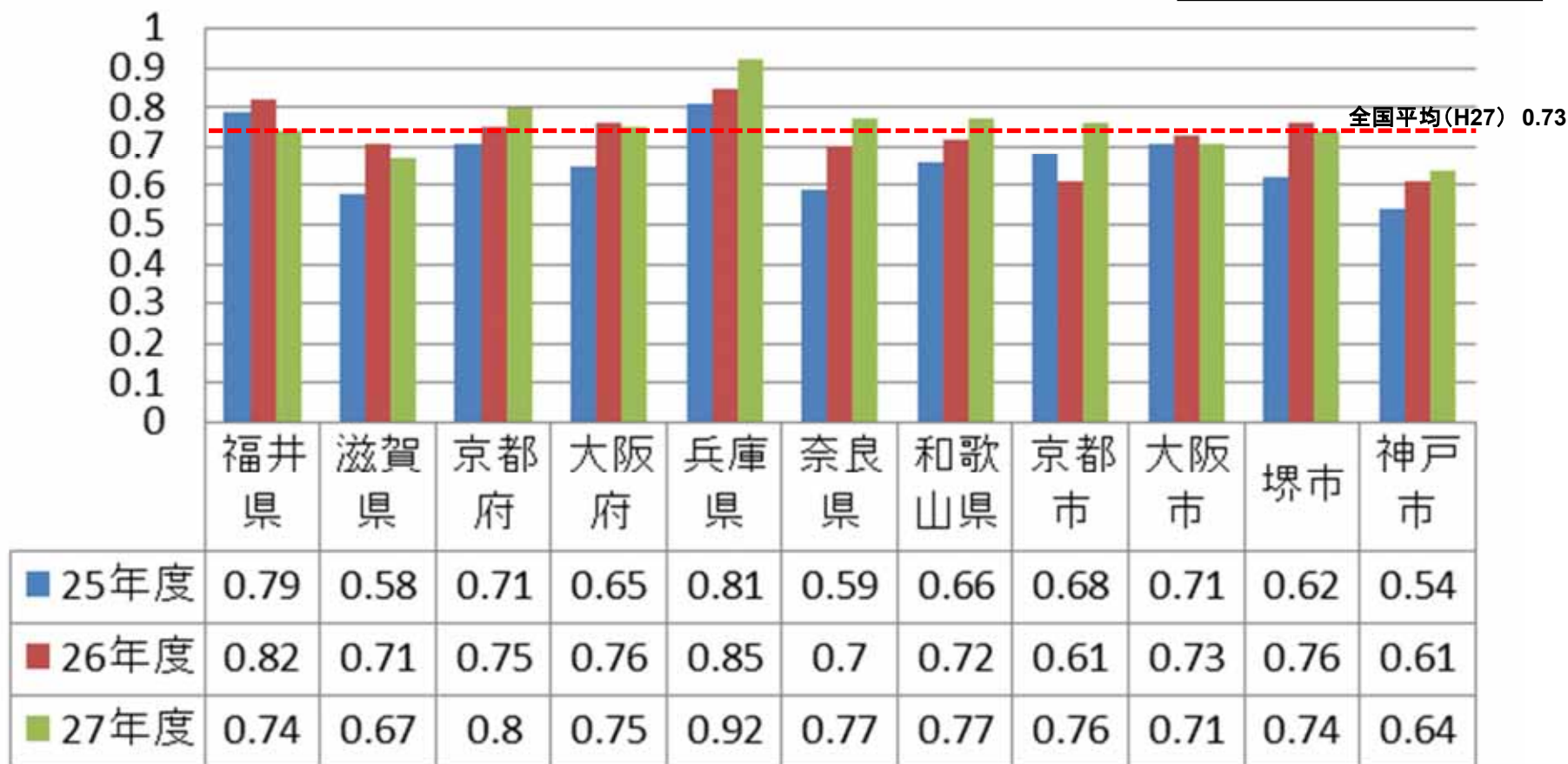




府県・政令指定都市

## 平準化率(件数ベース)

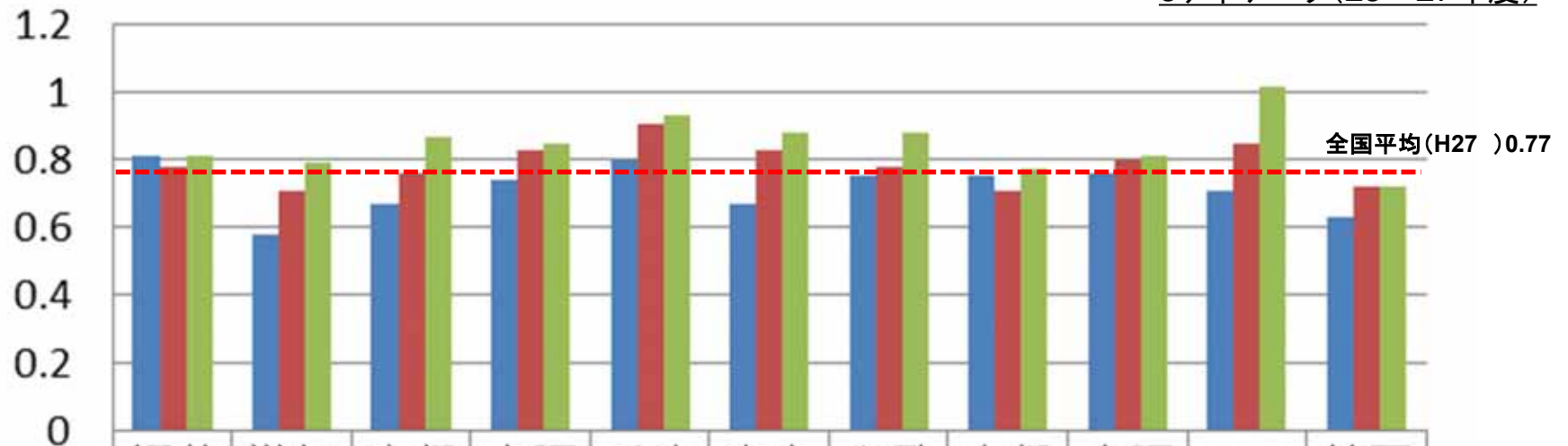
3ヶ年データ(25~27年度)



府県・政令指定都市

## 平準化率(金額ベース)

3ヶ年データ(25~27年度)

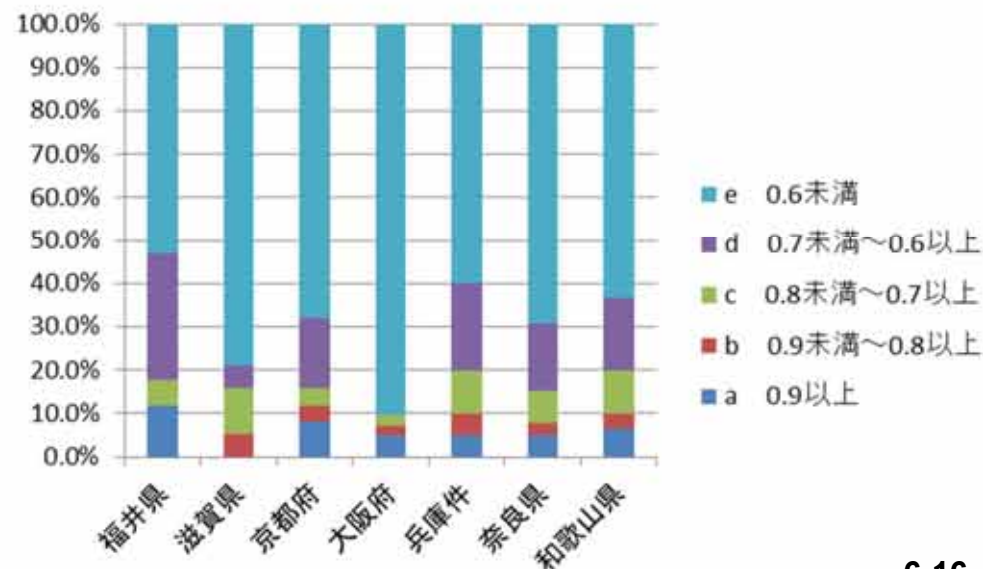
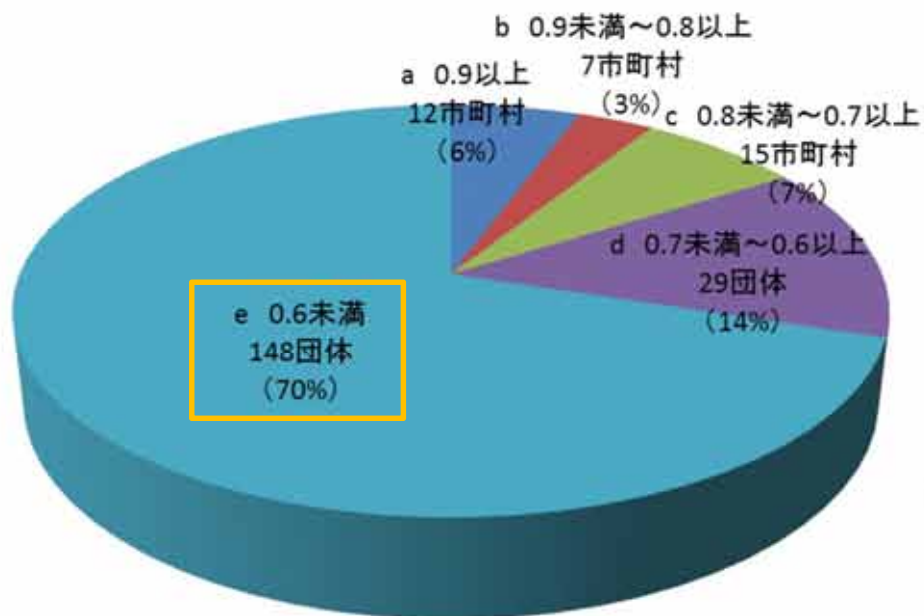


	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	京都市	大阪市	堺市	神戸市
■ 25年度	0.81	0.58	0.67	0.74	0.8	0.67	0.75	0.75	0.76	0.71	0.63
■ 26年度	0.78	0.71	0.76	0.83	0.91	0.83	0.78	0.71	0.8	0.85	0.72
■ 27年度	0.81	0.79	0.87	0.85	0.93	0.88	0.88	0.77	0.81	1.02	0.72

# 施工時期等の平準化

市町村(発注件数ベース)

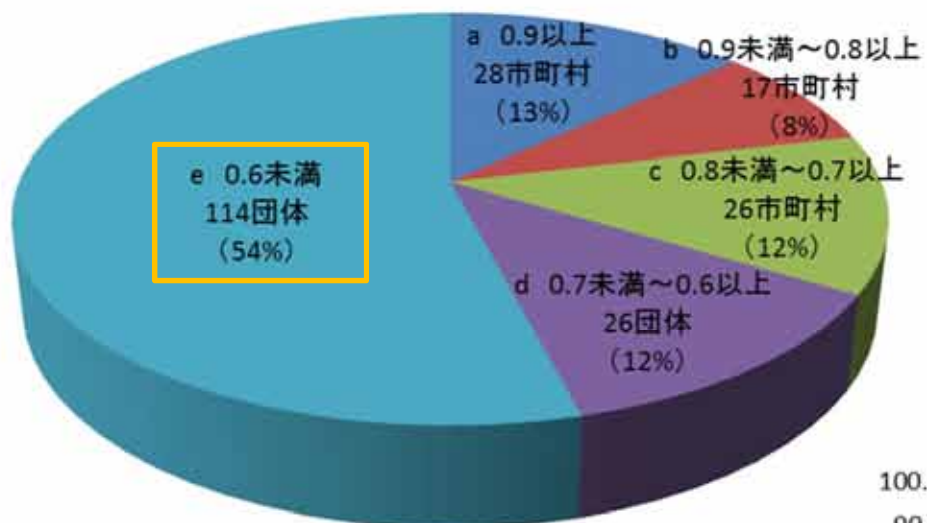
- 市町村の**約7割**は、平準化率(発注件数ベース)が0.6未満(e)。
- 平準化率と発注者規模の関係は特に見られない。



# 施工時期等の平準化

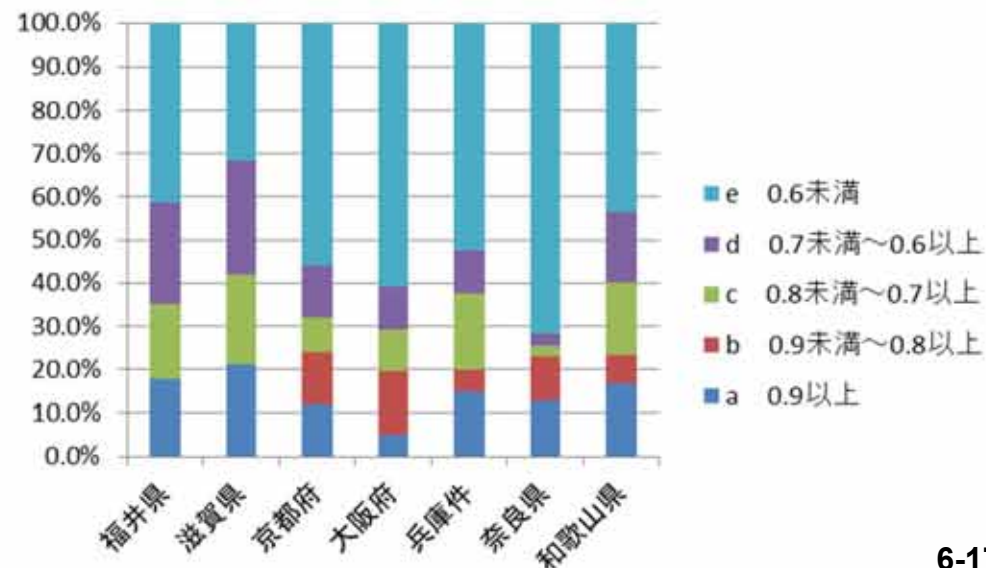
## 市町村(発注金額ベース)

- 市町村の**約5割**は平準化率(発注金額ベース)が0.6未満(e)。
- 平準化率と発注者規模の関係は特に見られない。



件数・金額ベースとも0.6未満が半数以上を占めている。

⇒ 各自治体の特性を踏まえ、より一層の平準化の推進が必要



平成29年3月10日

# 発注情報の一括公表の取組みについて



近畿地方整備局



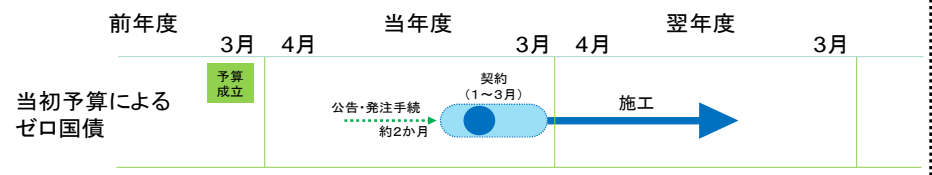
# 平成29年度予算における施工時期の平準化について

適正な工期を確保するための2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

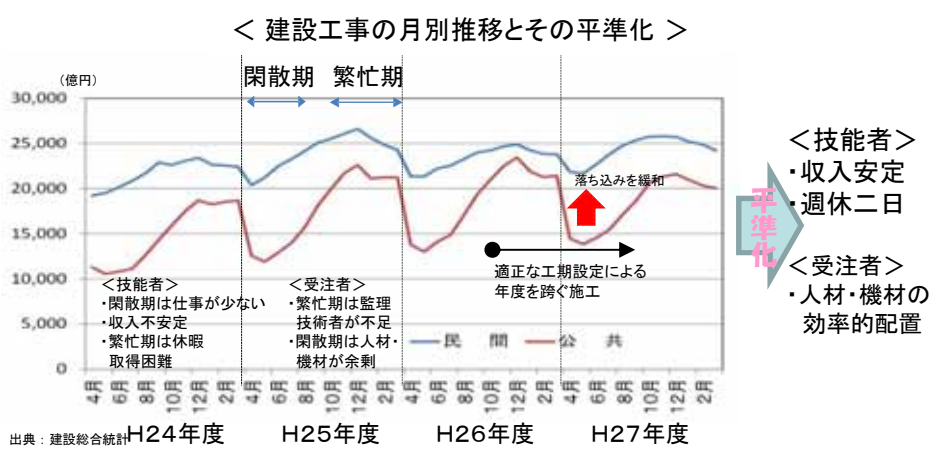
## 平準化に向けた4つの取組み

①2か年国債※1の更なる活用  
 適正な工期を確保するための2か年国債の規模を倍増  
 H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円 ⇒ H29年度：約1,500億円

②当初予算における『ゼロ国債※2』の設定  
 平準化に資する『ゼロ国債』を当初予算において初めて設定(約1,400億円)



(参考)28年度当初予算の2か年国債(約700億円)、28年度3次補正予算でのゼロ国債計上(事業費ベースで3,500億円)により、29年度前半においても平準化に取り組む。



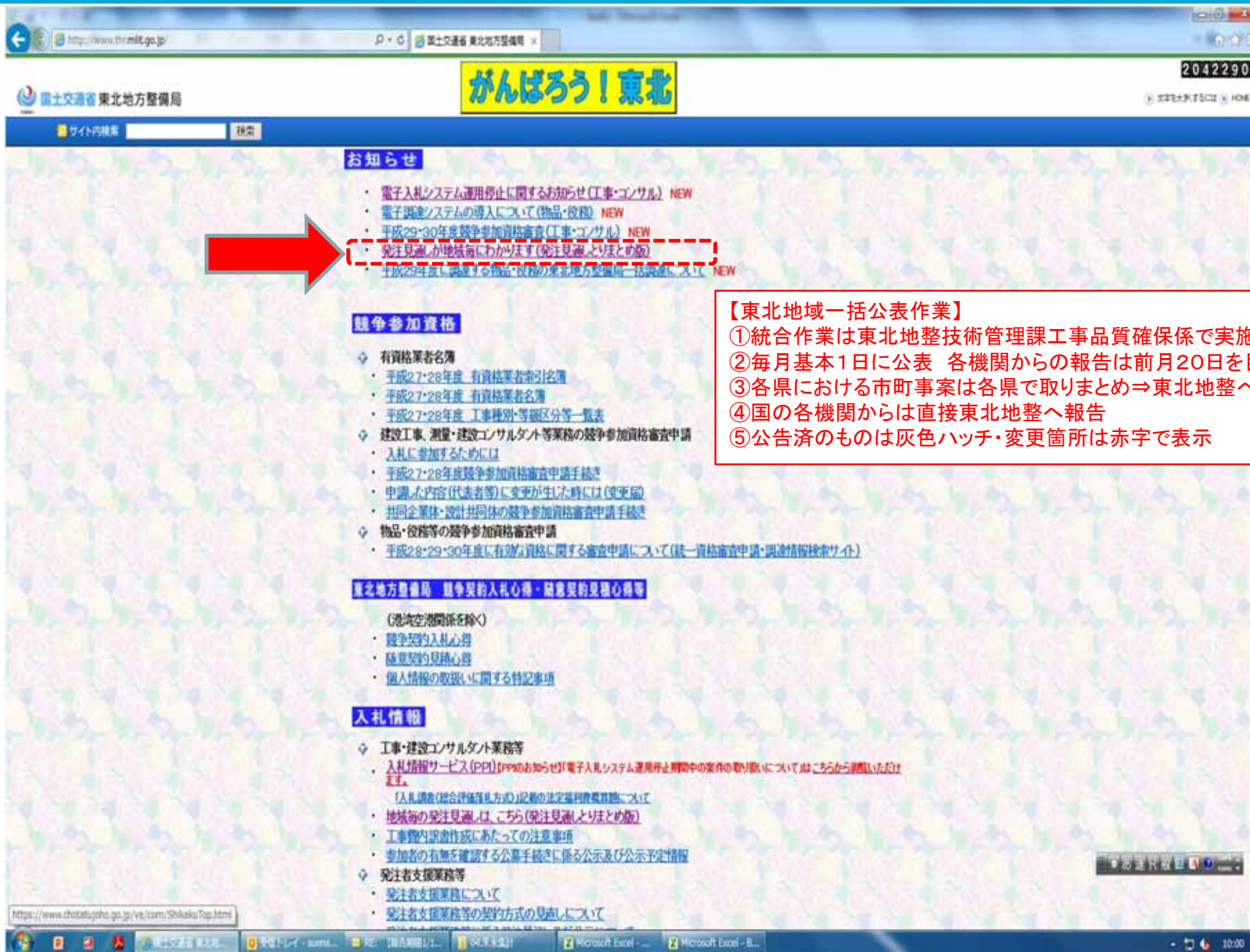
③地域単位での発注見通しの統合・公表  
 国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取り組みを、順次、全国展開

(参考)東北地方においてH25年度より実施

業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価

④地方公共団体等への取組要請  
 各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請

※1: 国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。  
 ※2: 国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。



http://www.tbr.mlit.go.jp/

国土交通省 東北地方整備局

がんばろう！東北

20422901

お知らせ

- 電子入札システム運用停止に関するお知らせ(工事・コンサル) NEW
- 電子調達システムの導入について(物品・役務) NEW
- 平成29・30年度競争参加資格審査(工事・コンサル) NEW
- 発注見直し地域編にわかります(発注見直しとりまとめ版)
- 平成29年度に開催する物品・役務の東北地方整備局一括発注、入札 NEW

競争参加資格

- 有資格業者名簿
  - 平成27・28年度 有資格業者索引名簿
  - 平成27・28年度 有資格業者名簿
  - 平成27・28年度 工事種別・等級区分等一覧表
- 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格審査申請
  - 入札に参加するためには
  - 平成27・28年度競争参加資格審査申請手続き
  - 申請内容(代表者等)に変更が生じた時には(変更届)
  - 共同企業体・設計共同体の競争参加資格審査申請手続き
- 物品・役務等の競争参加資格審査申請
  - 平成28・29・30年度に有効な資格に関する審査申請について(統一資格審査申請・調達情報検索サイト)

東北地方整備局 競争契約入札心得・随意契約見積り心得等

(港湾空港関係を除く)

- 競争契約入札心得
- 随意契約見積り心得
- 個人情報の取扱いに関する特記事項

入札情報

- 工事・建設コンサルタント業務等
  - 入札情報サービス(PPI)【PPIのお知らせ】「電子入札システム運用停止期間中の案件の取り扱いは、こちらからお問い合わせください。」
  - 「入札調査(総合評価入札方式)」記載の法定価格表掲載について
  - 地域毎の発注見直し、こちら(発注見直しとりまとめ版)
  - 工事費内訳書作成にあたっての注意事項
  - 参加者の有無を確認する公表手続きに係る公示及び公示予定情報
- 発注者支援業務等
  - 発注者支援業務について
  - 発注者支援業務等の契約方式の見直しについて

**【東北地域一括公表作業】**


- ①統合作業は東北地整技術管理課工事品質確保係で実施
- ②毎月基本1日に公表 各機関からの報告は前月20日を目処
- ③各県における市町事案は各県で取りまとめ⇒東北地整へ報告
- ④国の各機関からは直接東北地整へ報告
- ⑤公告済のものは灰色ハッチ・変更箇所は赤字で表示



# 【参考】東北地方整備局管内での発注情報の一括公表の取組み

【東北地方発注者協議会】  
平成25年11月1日運用開始

発注見通しとりまとめ  
東北六県における各発注機関の発注見通しをとりまとめて公表します。



発注見通し地区割り一覧表  
※地区毎の市町村は、以下の表をご覧ください。

県名	地方生活圏	二次生活圏	公表の地区割	該当市町村名
青森県	青森	青森	青森	青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、篠田村
			津軽	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、陸崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
	南部	八戸	五所川原	五所川原市、つがる市、郷ヶ浜町、深浦町、鶴田町、中泊町
			南部	八戸市、三戸市、五戸町、田子町、南部町、陸上町、新郷村、おいらせ町
	下北	下北	十和田・三沢	十和田市、三沢市、橋本町、六ヶ所村、野辺地町、東北町、七戸町、六戸町
			下北	むつ市、大鰐町、東通村、風間浦村、住井村
岩手県	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手町、葛巻町、寺石町、紫波町、矢巾町
			二戸	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村
			久慈	久慈市、津野町、野田村、善代村
	宮古	宮古	宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
			北上	花巻市、北上市、西和賀町
	中部	花巻	花巻	花巻市、北上市、西和賀町
			奥州	奥州市、金ヶ崎町
	釜石・大船渡	釜石	釜石	一関市、平泉町
			釜石	釜石市、大槌町
	大船渡	大船渡	大船渡	大船渡市、陸前高田市、住田町
大船渡			大船渡市、陸前高田市、住田町	
宮城県	仙台	仙台	仙台	仙台市、雄勝町、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理町、山元町、牡鹿町、七ヶ浜町、利根町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村
			大沼	大沼町、村田町、原田町、川崎町
	石巻	石巻	石巻	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町
			石巻	石巻市、東松島市、女川町
	古川	古川	古川	気仙沼市、南三陸町
			古川	登米市
古川	古川	古川	大崎市、美里町、加美町、色麻町、涌谷町	
		古川	大崎市、美里町、加美町、色麻町、涌谷町	



# 【参考】東北地方整備局管内での発注情報の一括公表の取組み

【東北地方発注者協議会】  
平成29年1月10日現在

## ※仙台地区の発注見通し

仙台地区とは、**仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村**を含む地区です。

- ※ 平成29年1月10日以降に公告(指名)する見込みの工事を記載しています。
- ※ 予定価格が250万円以上の土木、建築の工事を記載しています。  
プレストレスト・コンクリート工事、橋樑上部工事については、東北地方整備局発注工事のみ記載しています。
- ※ ここに掲載のない発注機関は工事発注予定がありません。
- ※ ここに記載する内容は、平成29年1月10日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。
- また、主要建設資材需要見込み量は、公表時点の概算の見込み数量であり、公表後変更することがあります。
- ※ 公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお願いします。

□各発注機関の見直し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

東北地方整備局	東北財政局	東北森林管理局	仙台市	多賀城市	山元町	利府町	富谷町
東北農政局	仙台国税局	東北地方環境事務所	塩竈市	岩沼市	松島町	大和町	大衡村
東北港湾局	東北運輸局	東日本高速道路株式会社	名取市	亶理町	七ヶ浜町	大郷町	
仙台高等裁判所							

## ■土木

赤字 : 追加・修正した項目  
     : 手続を開始した工事(発注予定がなくなった工事も含む)

発注機関名	担当事務所名	工事名称	工事場所(西)	工事場所(東)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概要	概算工事規模	備考
財務省東北財務局	官財部 統括官有財産 管理官(三)	国有地(岩沼市下野郡字切 新田)苗木伐採等工事	宮城県岩 沼市下野 郡字切新 田9-1	宮城県岩 沼市下野 郡字切新 田9-1	一般競争入札	土木一式 工事	第3四半期	約3ヶ月	国有地内の苗木伐採・処分等		
国土交通省東北地方整備局	仙台河川国道事務所	松島地区外浦路改良工事	宮城県宮 城郡松島 町	宮城県宮 城郡松島 町	一般競争入札	一般土木 工事	平成29年2月	約11ヶ月	- 道路土工 1式 - 築造舗装工 13式 - 歩道舗装工 13式 - 道路付属物工 13式	1000万円~200百万円	
国土交通省東北地方整備局	仙台河川国道事務所	塩釜道路改良工事	宮城県塩 釜市	宮城県塩 釜市	一般競争入札	一般土木 工事	平成29年2月	約11ヶ月	- 道路土工 1式 - 築造舗装工 13式 - 歩道舗装工 13式 - 道路付属物工 13式	1000万円~200百万円	
国土交通省東北地方整備局	仙台河川国道事務所	八手経道路改良工事	宮城県宮 城郡山元 町	宮城県宮 城郡山元 町	一般競争入札	一般土木 工事	平成29年2月	約9ヶ月	- 道路土工 1,700m <sup>3</sup> - 舗装工 7,500m <sup>2</sup> - 歩道舗装工 1m <sup>2</sup> 77枚 - 道路付属物工 1式	1200万円~200百万円	
宮城県	観光課	磐石山・刈田岳・磐石嶽(平 石山)歩道整備工事	宮城県磐 石市磐石 町	宮城県磐 石市磐石 町	一般競争入札	土木一式 工事	第4四半期	約3ヶ月間	築付距離=1,285.16m N=14段 積積排水工 N=10段 土砂流出防止構工 N=10段 防雪工 N=10段	1千万円~1億円	

- 運用開始は29年度の出来るだけ早期を目途に調整を図る。
- 統合範囲は当面、近畿地整・府県・政令市まで  
(市町村への拡大については、今後議論を図る)
- 地区割は府県毎
- 集約・公表する情報項目は今後の調整会議等(3月開催予定)で調整

平成29年3月10日

# 公共建築工事に関する情報提供

---

- ・官公庁施設整備における発注者のあり方について
- ・一般管理費率等の改定

# 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申 (社会資本整備審議会)

## － 公共建築工事の発注者の役割 －

- 平成28年6月20日諮問
- 平成29年1月20日答申
- 建築分科会官公庁施設部会において、4回にわたり審議  
(部会長:大森文彦 東洋大学法学部教授、弁護士)

大臣官房 官庁営繕部  
平成29年1月20日

## 公共建築工事において

- 「1. **発注者の役割**」を明確にし、  
「2. **その役割を果たすための方策**」  
を提言

- (背景) ○ 品確法等の改正 (発注者責務の規定)  
○ 基礎ぐい工事問題 (民間工事指針の策定)
- (現状と課題) ○ 国、地方公共団体の発注者の体制は多様 (市町村割りで技術者ゼロ)  
○ 発注者の業務内容は変化 (建物の用途変更・複合化等の要請)  
○ 一方で、公共建築工事において、**発注者の役割が明確化されておらず、的確な対応が困難な状況**

## 1. 発注者の役割

A : 企画・予算措置を行う事業部局との連携 (「技術的な助言等」)

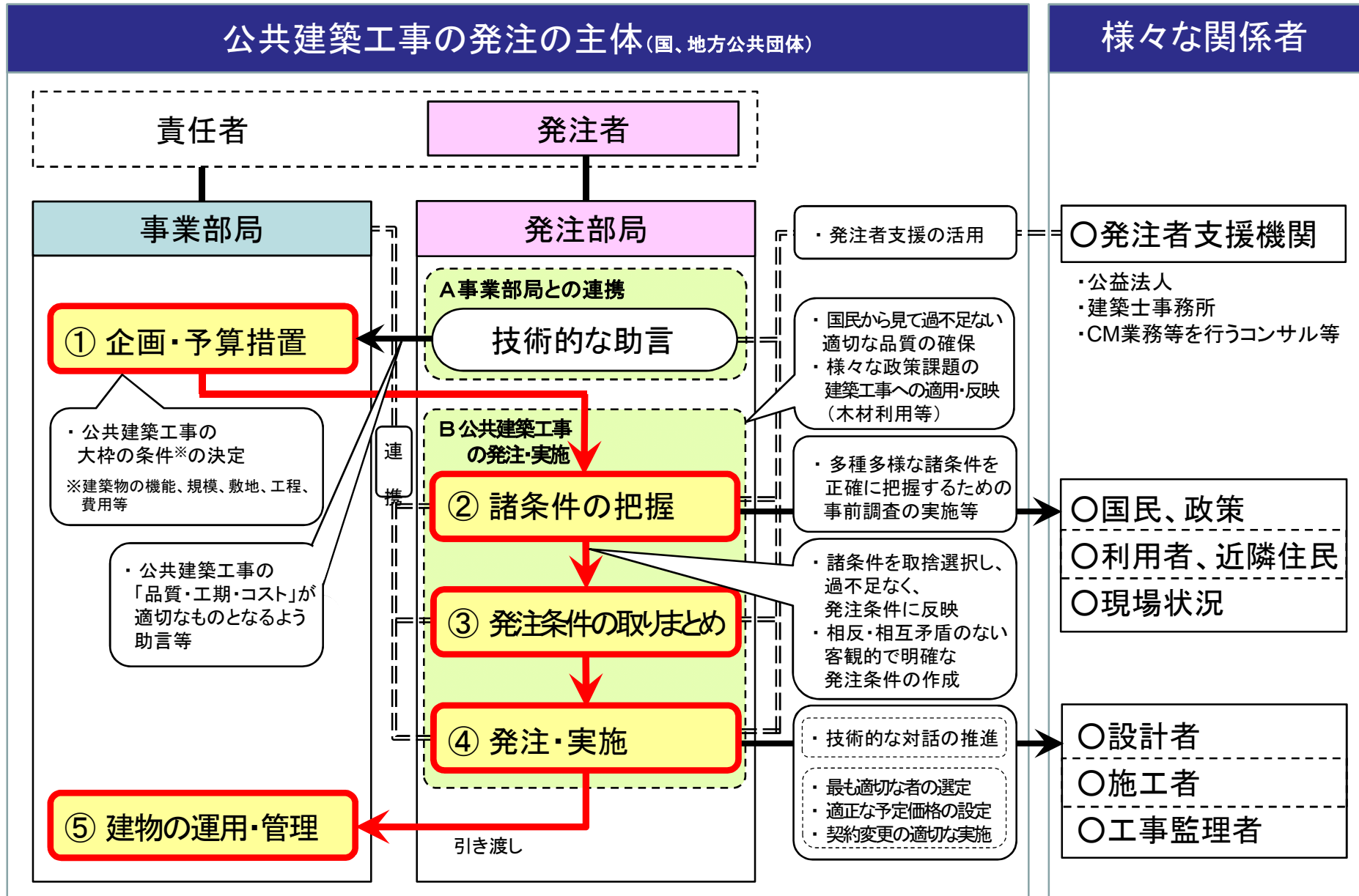
B : 公共建築工事の発注・実施 (「諸条件の把握」、「発注条件の取りまとめ」、「設計・工事等の発注・実施」)

公共建築工事の特徴	発注者に求められること
(1) 国等が主体となって行う事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民から見て過不足のない適切な品質の確保、様々な政策課題の建築工事への適用・反映</li> <li>企画・予算措置を行う事業部局との連携</li> </ul>
(2) 発注主体において、発注部局と事業部局が異なる場合が多い (事業部局は、企画・予算措置、施設管理を実施)	
(3) 建築工事ごとに様々な関係者が存在し (施設管理者、利用者、近隣住民等)、求められる諸条件も多種多様	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な関係者からの多種多様な諸条件を把握、取捨選択の上、過不足や相反・相互矛盾のない発注条件の取りまとめ</li> <li>最も適切な設計者等の選定、告示に基づく予定価格の設定</li> <li>民間市場の動向を把握し、発注条件や予定価格に反映</li> </ul>
(4) 設計等に、建築基準法、建築士法が適用	
(5) 建築市場全体で、公共の割合が極めて小さい	

## 2. 発注者の役割を果たすための方策 (国土交通省の取組)

- 【発注者の役割に関する認識の共有化】 ○ 発注者の役割の「解説書」を作成、発注者への普及・浸透
- 【発注者の業務の効率化】 ○ 技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進
- 【個別工事の支援】 ○ 発注者支援に関する環境整備、相談窓口の活用促進

⇒ それぞれの  
公共建築工事の  
適切な実施に資する



※以上のほか、発注者は、会計法(地方自治法)、品確法等の関係法令や設計・工事の契約書に定められた責務等を適切に果たすことが必要。



平成28年12月20日  
官庁営繕部計画課

## 公共建築工事における一般管理費等率を改定 ～適正な費用を工事費に反映～

国土交通省では、公共建築工事の一般管理費等率を見直し、公共建築工事積算基準の改定を行いました。  
本改定は、平成29年1月以降入札公告する営繕工事から適用します。

- 今般、平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念にのっとり発注者の責務を果たすため、建設企業を対象とした財務実態調査の結果等を踏まえ、一般管理費等率及び下請企業の経費率を見直し、公共建築工事積算基準の改定を行いました。
- 今回の改定は、平成29年1月1日以降に入札公告を行う営繕工事\*から適用してまいります。

※国土交通省官庁営繕部、各地方整備局営繕部・営繕事務所、北海道開発局営繕部及び沖縄総合事務局開発建設部が発注を担当する営繕工事

【工事費積算基準のHPアドレス】

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html#2-6](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html#2-6)

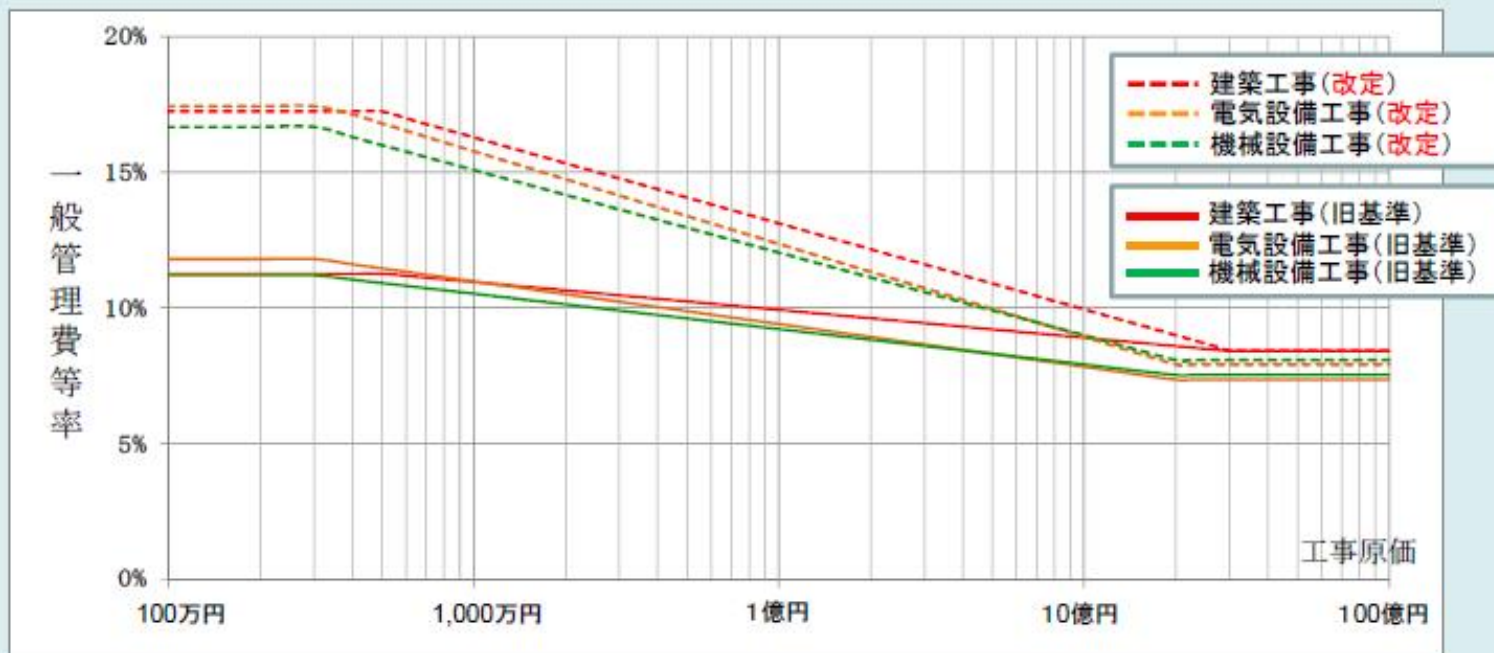


# 公共建築工事における一般管理費率等の改定 ②

## 概要

建設企業の財務実態調査結果等に基づき、**一般管理費等率を改定**、併せて、**下請企業の経費率も改定**

## 改定内容(一般管理費等率)



工事原価	旧基準			→	改定		
	500万円以下 <sub>(注)</sub>	500万円を超え30億円以下 <sub>(注)</sub>	30億円を超える <sub>(注)</sub>		500万円以下 <sub>(注)</sub>	500万円を超え30億円以下 <sub>(注)</sub>	30億円を超える <sub>(注)</sub>
建築	11.26%	$15.065 - 1.028 \times \log(Cp)$	8.41%		17.24%	$28.978 - 3.173 \times \log(Cp)$	8.43%
電気	11.80%	$17.286 - 1.577 \times \log(Cp)$	7.35%		17.49%	$29.102 - 3.340 \times \log(Cp)$	8.06%
機械	11.20%	$15.741 - 1.305 \times \log(Cp)$	7.52%		16.68%	$27.283 - 3.049 \times \log(Cp)$	8.07%

(注) 電気及び機械設備工事における区分は「300万円以下」「300万円を超え20億円以下」「20億円を超える」

Cp : 工事原価(千円)